

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 兼南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴の皆様方、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは、議長より発言のお許しをいただきましたので、8項目にわたりまして、皆様方のお手元に配付済みどおりの順番で質問をさせていただきたいと思っております。なお、4項目めの放課後児童クラブの場所の変更についてにつきましては、昨日の質問で既に出ましたし、答弁もいただきましたので、割愛をさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、以下全ての質問にわたりましては質問席よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初の質問事項でございますが、平成26年度予算編成の考え方につきましてお尋ねいたします。

今や少子・高齢化、グローバル化の進展による地域経済社会の構造の変化が進む中で、安倍政権の政策展開が本格化するなど、地方自治体を取り巻く環境はさらに新たな局面を迎えつつあります。

そのような中、当市の財政状況に目を向けてみますと、歳入・歳出両面にわたりまして、将来的にも楽観できない状況下にあることは、さまざまな諸データからもうかがい知ることができます。そのような中、今や来年度の予算編成の時期も目前に迫り、それら編成作業に日夜御尽力いただいているところかと思っておりますが、その取り組み姿勢並びに考え方等々について、執行部の見解を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） おはようございます。

それでは、広瀬武雄議員の1点目の御質問につきまして、私より御説明を申し上げたいと思

います。

実は、この質問につきまして、議員からは過去4回にわたりましてお尋ねいただいております、本市の財政状況に高い関心をお寄せいただき、御懸念をされるお心遣いをありがたく感じる次第でございます。本来であれば、議員の御質問に、みじんの心配もありません、瑞穂の財政は至って健全であり、計画も順調に進んでいますので、どうか御安心くださいとお答えをしたいところではありますが、昨今の地方行政を取り巻く環境を俯瞰すると、そうはいかないのが現状でございます。

既に御承知のとおり、新年度は消費税率の改正、さらに住民税への復興税の加算、また社会保障・税番号制度の導入、地方へのさらなる権限移譲があるほか、先般、12月5日でございますが、閣議決定されました好循環実現対策のための経済対策、また地方交付税通常モード切りかえのための別枠加算廃止議論及び合併団体の地方交付税算定内の満了に伴います一本算定移行措置と、地方行財政の見通しは依然として不透明かつ厳しい状況下にあると言わざるを得ません。

そこで、さきにお示ししました新年度予算編成では、私から職員にしっかりと取り組むよう訓示をしたところでございます。特に、ことしは合併10周年の節目を迎えたこともありまして、次のステップを踏み出す前に一度立ちどまって、10年前の合併時の思いは引き継がれたのかどうか、次の10年後に何を託すのか、職員一人一人がよく考え、よいものはさらに発展させ、見直すべきものは見直し、改めるものは改めると、常にスクラップアンドビルドを心がけるよう申し伝えておるところでございます。この10年間で、まちづくりは日々刻々と変化をし、成果は一部で結実しているものの、効果がなかなか見えてこないスパンの長い事業や、やらなければならない課題は山積をいたしております。何がまだできていないか、何がおくれているのか、この潤沢とは言いがたい限られた財源の中で、費用対効果を最大限に発揮するにはどうしたらいいのか、この難しい命題に職員はきっと応えてくれるものと私は確信をいたしておるところでございます。

さて、具体的な事業につきましては、新年度は継続でございます穂積北中学校大規模改修、都市公園整備では既に用地を取得しました野白の控え畑等の整備と下穂積地区での新規取得、議会でも御議論をいただいております（仮称）大月運動公園整備、公共下水道事業では下畑地区への事業賛同の推進、牛牧小学校整備の早期着工、消費税率改正に伴う（仮称）臨時福祉給付金事業、社会保障・税番号制度導入事業、国道21号線の市内全面6車線化、牛牧五六西部排水機場改修の早期着工等を推進していくほか、新生クラブ及び清流クラブから賜っております要望を最大限配慮してまいりますので、議員の御理解をお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 詳細にわたりましての答弁、まことにありがとうございました。

答弁の内容をお聞きしておりますと、やらなければならないことが山積している中で、職員には徹底的な指導をしているというお言葉でございました。

しかしながら、先ほど来申し上げますように、今は瑞穂市の財政は大変健全財政かと考えるところでございますが、一、二、提案をさせていただきますならば、将来に負担を極力残さない予算編成、また持続可能な地域づくりを目指した予算編成、あるいは市民の幸せづくりになる魂の入った予算編成、さらには身の丈に合った予算編成等々、言うまでもなくそのような作業に専念いただいているものとは思いますが、さらに念のために今申し上げましたようなところをぜひ御期待申し上げまして、来年度の予算編成に携わっていただくことをお願い申し上げ、この質問は終わらせていただきます。

それでは次、第2項目めですが、学校の夏季休業中並びに休業前後における猛暑対策について、質問をさせていただきます。

前回の9月議会における教育長の答弁を精査させていただきますと、保護者地域関係者にさらにアンケートを行い、結果がそろい次第総括して、結果はまた報告したいと、こういうことでございました。

児童・生徒あるいは保護者、教職員、地域関係者等々のアンケート並びに聞き取りはどうであったのか、結果として来年度どうするか、教育委員会としての案は出たのか。あわせて運動会の開催時期も暑さ対策の一環として協議されているかとは思われますが、その内容はどのようなものか、この辺のところをお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 9月に入って、7月と同じ項目、有意義であったか、継続すべきかの2点で、児童・生徒に加え、保護者、教職員及び地域関係者にアンケートを実施いたしました。9月の議会では、7月のアンケートは、児童・生徒が8割を超すような「有意義であった」という回答を得たという報告をしましたが、今回の結果を報告いたします。

児童・生徒の過半数が有意義と答えています。「有意義であった」というのは33.5%、「やや有意義であった」は29.0%で、全体で62.5%が有意義と答えています。小学生においては、「有意義」が44.1%、「やや有意義」が28.2%で、全体として72.3%と高い数値を得ております。

感想といたしましては、よい意見としては、教室は暑いので、早く帰って宿題をしたほうがいい。午後のプールや読書も楽しかった。部活動も充実していた。友達と遊んだり、家族と触れ合うことができたというものでした。

一方、13.6%が「有意義でない」という意見がありましたが、7月のアンケートでは圧倒的

によかったと言っていた児童・生徒も、後半の夏休みの短縮を経験しまして、夏休みが短くなったことについては嫌だと、夏休みの宿題が大変だったという声が、この9月のアンケートでは出てきました。

保護者の意見ですが、「有意義」と答えた保護者は40.4%、「有意義でない」と考えた保護者は59.6%、ここは児童とは逆転をしております。よかったという意見としては、子供との時間が持てたのでよかったです。真夏の一日授業はきついので、今回のやり方はよいといった賛成意見もありましたが、注目をすべきはその後の反対意見の中身ですが、兄弟で違う時間に下校をしていくということが家庭としては不安であると。それから、仕事の都合がつかない。それから、1年生の子が暑い部屋に早く帰ってくることが不安であると。夏休みが短くなって、宿題や行事参加に支障が出たといった反対意見がありました。

これらの意見を踏まえて、教育委員会事務局としては、特に反対意見の部分を注目いたしまして、その改善策をとということで、大きく4点を方針として事務局として考えました。

暑いときの午後の授業を減らすことは、子供たちの健康を考え、必要であるので継続をしたいと、これが1つ。2つ目は、実施期間を見直して、7月の午前授業開始や8月後半の2学期の始業日をおくらせるといった形で、その期間を減らす。3つ目は、小学校の場合、高学年と低学年がばらばらに帰るといった家庭の不安という意見にお応えをして、一斉下校といったことも考える。中学校については、部活動をやり過ぎたというような意見もありましたので、特に前半と後半に分けて、結局終日学校におったような気になってしまっていたということで、中学校は部活の活動時間を制限すると、この4つの方針を持ちました。

この方針については、定例教育委員会において、次年度の方向について承認を得ました。今後、校長会とともに検討を重ね、具体的な案を作成してまいります。そしてまた教育委員会に再度提案し、承認を得た後、保護者の皆様に新学年に向けての3学期の時期から提案をしてみたいと思っております。

続いて、運動会の開催時期の変更という提案ですが、昨年度はぎふ清流国体の関係があり、例年に比べおよそ1週間ほど運動会の開催時期を早めなければならず、残暑厳しい折での開催でした。今年度の小・中学校の体育祭・運動会については、昨年度よりおよそ1週間おくらせて例年並みの時期に開催することができました。それによって、熱中症対策など、また練習期間中の健康管理も行いやすかったと報告を受けております。また、夏休み明けからの取り組みにゆとりができ、指導の徹底も図ることができました。

前に提案をいただきました、1学期、暑くない時期に開催をしてはどうかという提案につきましましては、校長会と協議をいたしました。その結果につきましましては、新年度早々の時期は新入生の体力が十分でない、体力の問題がある。それから、新しい学級がスタートして、その集団の熟成という意味でまだ十分ではない。6年生のリーダーとしての成熟という意味で、5月、

6月に実施することは子供たちの育ちが十分でないという、そういった3つの問題から、やはり2学期のこの時期、9月の時期に運動会はしてほしいという、校長会の意見でございます。

したがって、来年度も、小学校は9月の最終土曜日、中学校についてはそれぞれその直前の段階になりますが、今年度並みを予定しております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今の答弁からうかがい知ることが出来ますのは、今後さらにいろいろ検討して、この猛暑対策については教育委員会とよく協議して結論を出したいということですが、アンケートのみならず、父兄の皆さんあるいはPTAの皆さんからその本音の部分をお聞き取りいただきながら、適正な判断をいただくことを念願するところでございます。

さらに、もう1つつけ加えますならば、前回の議会でも出ましたエアコンの問題等々も推進いただけるものと考えておりますが、エアコンの設置とこの猛暑対策との問題、この辺のところも、エアコンを設置した学校はこの対策をとる必要がないのではないかというような考え方も一部ございます。その辺も含めまして、教育委員会のほうでよく御検討いただくことをお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは次の項目でございますが、平成25年度全国学力・学習状況調査の内容について、26年度につきましては来年の4月に行われるわけですが、その分も含めまして、これらの結果について公表できないのかという声も随分聞き及んでおりますので、その辺のところを答弁いただけたらと思っております。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 全国学力・学習状況調査は、まずそういった目的について触れさせていただきますが、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点から、1つ、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証・改善を図る。2．教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立する。3．学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されております。

平成25年度は、平成22年度から3年間の抽出調査と異なり、全児童・生徒を対象として、さらにきめ細かい調査として保護者や教育委員会対象の調査も行われました。本調査の結果は、8月末に教育委員会及び各学校に送付され、それぞれにおいて結果の分析及び授業改善に向けて、既に実践を進めているところです。

そこで、結果の公表ということに進みますが、この結果の取り扱いについては、25年度の実施要項において、教育・教育施策の改善、各児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につながるということが重要であることに留意し、適切に扱うこと、個々の学校名を明らかにした公表は行わ

ないことと述べられています。

本調査によって測定できるのは、学力の特定の一部であり、さらに学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえ、瑞穂市においては、結果の公表について、これまで慎重な姿勢をとってまいりました。特に、本市においては、小学校7校、中学校3校という学校数の中で、結果を公表することが、いたずらに学校の序列化や過度の競争につながるのではないかと危惧しております。

むしろ、市教育委員会といたしましては、各学校において、児童・生徒の学力の状況や課題等を的確に把握し、授業改善を進めることの指導・助言、及び学習環境・生活習慣などの学習意欲を支える要因を家庭や地域とともに整えていくことなどに力を注いでいくことが重要であると考えています。これが今年度までの考え方でした。

しかしながら、さる11月29日に、「平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」及び「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要項」が出され、ここでは市町村教育委員会による学校別の結果の公表も可能となる旨の内容が発表されました。

保護者や地域への説明責任という意味と、序列化や過度な競争が生じないことに配慮する必要もあります。来年度以降の結果公表につきましては、県教育委員会の方針を受けた市町村教育委員会とも情報交流をしつつ、学校とも十分相談し、慎重に方向を決めてまいります。

以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまは、来年度は、今後県の教育委員会の指示を待って対応していきたいとのことでございました。県教育委員会の学校支援課の考えも、私ある筋を通じまして聞かせていただきましたが、今教育長がおっしゃるように、今のところまだ決めていないが早急に方針を決めたいとのことでございました。もし決まりましたら、ぜひひとつ、どのような決まり方をするかは明らかではございませんが、ぜひともひとつ公表の方向に向かうように、瑞穂市の教育委員会のほうは御配慮いただくことを切にお願い申し上げまして、この項目は終わりたいと思います。

次に、同じ教育委員会関係でございますが、給食費の値上げについて、そして穂積中学校グラウンドの拡張計画について、2点まとめて質問をいたしますので、教育次長に御答弁願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、給食費の値上げについて答弁させていただきます。

来年度4月1日からの消費税値上げによる食材への影響があることから、10月7日に、給食センター運営委員会で給食費の値上げについて諮問をさせていただきました。その答申におい

て、8%の10円単位の切り上げで給食費を改定すべきという答申をいただきました。その内容は、小学校は月額3,900円から120円の値上げ、中学校は月額4,600円から140円の値上げ、幼稚園は月額3,600円から110円の値上げとなっております。この答申をもとに、12月の教育委員会の定例会で議案として提出させていただく予定にしております。

それから、穂積中学校の拡張計画ですけれども、現在の進捗状況を御説明させていただきます。

7月に、地元区長、自治会長に計画概要について説明をさせていただき、9月に池の測量及び埋め立てに必要な残土、既設水路の容量等の調査を委託に出している状況であります。

今後の予定ですが、12月中旬に、事前に区長、自治会長に工事概要を説明させていただき、1月に近隣住民及び隣接する用地の地権者に対して説明会を予定しております。ただ、埋め立ての残土につきましては、経費節減のため、国土交通省の工事から出た残土の搬入を予定しておりますが、今のところ、来年の夏ごろに搬入予定と回答をいただいているため、今回の補正予算にて来年度への繰越明許をさせていただいております。

以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

給食費の値上げにつきましては、消費税の問題でやむを得ない対処の仕方かなと、このように考えるところでございます。

また、穂積中学校のグラウンド拡張計画は、既に皆様御存じのとおり、道路の北側の池を購入済みでございまして、その辺の手当ても今工事の事前準備に入っているところかと考えます。

しかしながら、今答弁にございましたように、残土をもってあの池を埋め立て、将来的なテニスコートにしたいという方針のようでございますが、その残土は確かにほとんどただでいただけるというようなことで非常に安く上げられるという利点もございますが、一方、現在中学校に学ぶ生徒は、一日も早く広いグラウンドで伸び伸びと運動会も、あるいは日常の部活もしたいという願望が非常に強いところでございます。少しおくれることによって、そのメリットを享受できる生徒が卒業してってしまうというようなことも考えますと、一日も早く拡張をしていただくことを切にお願い申し上げておく次第でございます。

どうか今後も、いろいろな諸計画の中で随時優先順位を定めて行っているとは思いますが、生徒のことをもう少し考えていただきながら、卒業してしまいますと中学校の思い出は一生ついて回るということを言われております。ぜひひとつ、広いグラウンドで伸び伸びと中学校生活を送れたという思い出をつくっていただけるよう、よろしく御配慮いただく

ようお願い申し上げます、この項目は終わらせていただきたいと思います。

次に、一般廃棄物処理基本計画、26年度から平成35年度の素案につきまして、現在パブリックコメントが行われている最中でございますが、それらにつきましての内容、またその他について一部伺いたいと思います。

その第1点目は、新基本計画における基本的な方針、あるいは数値目標、それからごみ処理施設の整備、この3点につきまして一括で質問をさせていただきますので、環境整備部長の答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） それでは、広瀬議員の御質問に御答弁させていただきたいと思います。

今回素案としてまとめました基本計画では、限りある自然・資源、それから環境と共生できる循環型社会システムを実現するために、1つ目にはできる限り廃棄物を出さないという、いわゆるリデュース、2つ目には同じ形状のまま再利用する、いわゆるリユース、3つ目には物質として再資源化し、再生品を優先利用する、いわゆるマテリアルリサイクル、4つ目にはエネルギーを回収して利用する、いわゆるサーマルリサイクル、最後にはやむを得ず排出される廃棄物は適正に処理することを基本的な方針とし、今回の数値目標といたしましては、1人1日当たりごみ総排出量の目標値は、平成35年度の目標値を702グラムとして見直しております。また、リサイクル率については、前計画に定めたとおり平成35年度の目標値を30%としております。

ごみ処理施設の件につきましては、現在この計画を、ごみ減量等推進審議会の中で並行して審議をさせていただいておるわけなんです、この審議会の中でも、美来の森を、市民が資源ごみを持ち込みやすいようなエコステーション的な整備とする必要があるということで、その素案の中にはその計画として上げさせていただいております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

次に、何項目かありまして申しわけないんですが、それら目標を達成するための施策、その中で、特に空き缶回収機の運用方法の検討、並びに、既に御承知のとおりかと思いますが、現在の本庁舎の玄関の東側に設置されております空き缶回収機の設置場所の移動について、どのようにお考えか。そして最後に、刃物類の回収場所を本庁舎周辺にも1カ所設置する、あるいはしていただける予定はないのかどうか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 空き容器回収機の役割としましては、先ほどの方針で申し上げ

ましたように、ごみの発生抑制のための取り組み、それから資源化のための取り組み、適正処理のための取り組みというような役割があると思いますが、御質問の空き容器回収機の設置場所につきましては、現在市内に28機設置しておるわけなんです、これらは来年の9月いっぱいをもちましてリースの期間が切れるということもありまして、市民の利便性を考慮しながら、その運用方法と設置場所につきまして検討していきたいというふうに今考えておる次第でございます。

それから、2点目御質問ありました刃物類の件につきましては、現在、有害ごみ、刃物類のごみの出し方につきましては、美来の森において毎週水曜日及び毎月第4日曜日、午前9時から12時、巢南集積場におきましては毎週第2、3水曜日及び第4日曜日、これも午前9時から12時、そして拠点回収としまして、月1回火曜日に各小学校区のそれぞれの11カ所で午前9時から11時まで回収を設けております。これら粗大ごみの回収に合わせまして、各家庭から出していただきたいということが基本の出し方になると思います。

御指摘のありますように、巢南庁舎におきましては回収箱を設置して、開庁時間においてその受け入れをしておるわけなんです、この理由としましては、巢南庁舎のほうに環境課があって常時監視・管理ができるということ、また巢南集積場におきましても収集日が月3回と、美来の森の月5回に比べて少ないということで、これを補う形で引き続き回収をしているところでありまして、物が大変危険なものであるということも含めまして、こちらの穂積庁舎での回収、設置ということは今のところ考えておりませんので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いろいろ御答弁いただいた中で、一、二、再質問をさせていただきます。

空き缶回収機の設置場所の問題でございますが、再度申し上げたいんですが、やはり玄関先にそういうものが設置されているということは前から違和感を感じておりましたが、いつの時点でこれを申し上げるか思案してまいりましたが、ちょうどこのたび一般廃棄物の処理基本計画が新しく出たということで、この際思い切って設置場所の移動はできないのかという点について御質問をさせていただいたところでございます。

私の勝手な考えでございますが、もし移転をいただくのであればどの辺がいいかとかということは、担当部であるいは執行部側で御議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、やはり今までの場所が場所だけに、余りまた別な遠いところへということも市民の中では不便さを感じずる人も出てきようかと思っておりますので、例えば総合センターの北側の駐車場の片隅、あるいは、こだわるわけではございませんが、横堤公園の片隅とかいうところに移動いただくこと

がベターではないかなと勝手に考えているところがございますので、よろしく御検討いただけたらと思います。

また、刃物類の回収場所の設置の件でございますが、これは従来から、本当に市民の皆様方から、なぜ穂積庁舎並びにその周辺にそういうものをおさめるところがないのかという声をたびたび耳にいたしております。その都度それなりの説明はしておりますものの、先ほど来部長から御答弁がございましたように、巢南庁舎にはあるのという、やはりそういう考え方が市民の皆様の中にあリまして、そう言われればそうかもしれないという思いもするところがございますし、ただいまの答弁の中では、監視ができないということでございますが、ならば総合センターとか市民センターならば、7時、8時、9時まで人がおりますので、その辺の監視もできるというふうに感ずるところでございます。

したがいまして、庁舎内に置いてほしいという意味合いではなく、庁舎周辺に設置してもらえないかという声が非常に多いということを改めて申し上げまして、よく御検討いただきたいと、このように思うわけでございます。その辺は、ここで結論が、今答弁の中で出していただけだと思いますので、今後の課題として御検討いただくことを切にお願い申し上げまして、この一般廃棄物処理基本計画の素案についての質問は終了とさせていただきます。

最後になりましたが、当市のふるさと納税の現状につきまして、企画部長に、どうなっているかの結果だけとりあえず御答弁願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の当市のふるさと納税の現状についての御質問にお答えをいたします。

このふるさと納税寄附金の実績ですが、合併10周年の寄附金も、このふるさと納税応援寄附金の中に積み立てておりますので、今年度10月末での残高としましては、624万6,000円となっております。

この3年間の実績では、平成23年度が4名からの合計で20万円、24年度については4名から33万円、現状のところ3名で17万円となっております。県下でも多額のところは何千万というところもありますので、議員の皆様初め、申しわけなく思っている次第でございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまは、ふるさと納税の結果についての報告でございましたが、このふるさと納税につきまして、大変手前みそになりますが、私が初めて議員になりまして最初の質問、3項目の中の1項目として、平成20年第2回瑞穂市議会定例会におきまして、振り返りますと平成20年

6月でございますが、そこで質問をさせていただきました。それが始まりでございます、その結果、瑞穂市ふるさと応援寄附条例というものを作成いただきまして、その年の9月の定例会で可決されたものでございます。

それ以来、その応援寄附条例はできておりますものの、今森部長から御報告がありましたように、結果としては624万6,000円ということでございますが、約5年半になります、その程度という言い方は失礼かと思いますが、そのような実績になっているということでございます。そのうちの500万は、10周年記念のときの特別な寄附をこのような形で対処させていただいているとの報告でございますが、それを差し引きますと、ふるさと納税そのものは124万6,000円しか5年半でなかったと、こういうことになるかと思えます。

したがって、昨今新聞紙上でも皆様御存じのように、近隣市町では、笠松町を初め各務原市、また本巣市におきまして、積極的にふるさと納税について対応していきたいという記事が散見されます。特に笠松町におきましては、2011年、2012年と2年連続続けて寄附件数が県内1位という記事が出ておりました。また、各務原市におきましては、昨年度は4件の79万円しかなかったものが、寄附者に贈る記念品を拡充したところ、最近3カ月で193件の232万円と大幅にアップしたとのことでございます。また、本巣市につきましては、前回の9月議会における市長答弁、あるいは担当部長答弁では、富有柿、イチゴ、梨などの季節に応じた物産品を積極的に記念品として拡充していきたいと。また、この3市町共通で言えることは、やはりクレジットカードほかネットバンキングでの決済機能を導入して対応していきたいと、こういう考え方と、現在行われております事実がございます。

特に、ふるさと納税の手続を各務原市におきましてはホームページでいろいろ宣伝しているわけでございますが、今までは金融機関窓口での納付書による振り込みや現金書留を送付してもらっていたけれども、パソコンやスマートフォンで市のホームページにアクセスし、メールアドレスを入力し、寄附を開始するボタンを押すと寄附開始通知メールが届き、記載されているアドレスをクリックすると納付用サイトにアクセスできると。あとは画面の指示に従って必要事項を記入し、その内容を確定するという内容になっておるようでございます。

いずれにいたしましても、いろいろな市町におきましては、このふるさと納税をふやすためのいろいろな策が講じられているということでございます。

したがって、当市におきましても、今後ふるさと納税を拡充していく、その策は何があるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 今後に向けた取り組みということですが、広瀬議員の御質問にもありました、他市町の状況が活発でございます。ことしになって8月や9月の新聞では、県もそうですし、近隣市町についても、特産品や優待サービスなどの特典を利用して、2倍、3倍の

寄附につながっている状況です。まちおこしや地域おこしにもつながっているというような報道がされ、大変口惜しく思って読んでおりました。当市においても、今年度25年度からそのような考えもあったんですが、余計に残念に思います。

瑞穂市は富裕柿の発祥の地でもありますし、ほかにもこれからかきりんのグッズの製品化も予定しております。市内の企業の商品なども取り入れて、協賛に取り入れてお願いしながらこれらの特典につなげて、来年度平成26年度から実施していきたいと考えています。それに当たっては広くPRをして、特に市外におられる方、瑞穂市出身の方、瑞穂市にゆかりのある方にPRしていきたいと思えます。

また、御指摘の専用サイトによるふるさと納税ということですが、こちらは「ふるさと納税なんでもランキング」というものがありまして、注目の自治体ランキングには先ほどの県内のある町も第3位に入っておるようで、実はこのサイトにも瑞穂市の情報が載っております。その内容は、現在のところ特典の用意はありませんというふうになっておりますので、このサイトについても、もちろん特典が用意できればこのサイトも活用していきます。

また、議員御指摘のホームページによるクレジットカードの決済ということですが、御指摘のとおり、今の状況では紙ベースとなっております。来年度、ホームページのリニューアルも行いたいと考えておりますので、そのクレジット決済についても検討していきますので、よろしく願いをいたします。

多くの人からこの瑞穂市を応援してもらえるような制度にしていきたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

ふるさと納税につきましては、積極的な対応を今後もしていただけると、このような答弁でございました。ちなみにこの瑞穂市ふるさと応援寄附条例を若干御紹介申し上げておきたいと思えます。

その目的は、瑞穂市を愛し、瑞穂市の将来の発展を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の瑞穂市に対する思いを具現化することにより個性豊かな魅力あるふるさとづくりに資することを目的とすると。こういうふるさと納税に関する瑞穂市ふるさと応援寄附条例があることをいま一度念頭に置かれまして、ぜひとも頑張ってくださいようお願い申し上げます。

1項目から7項目にわたりまして、いろいろと御質問をさせていただきましたが、大変誠意ある御答弁、まことにありがとうございました。これをもって私の質問は終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで、7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

続きまして、9番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 皆さん、おはようございます。

民主党瑞穂会、議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、第1点、小児生活習慣病予防対策について、第2点、穂積タリ地内にある市有地の整備について、第3点、ごみの減量対策について、第4点、小・中学校へのエアコンの配備について、以上4点について質問をさせていただきます。

それでは、質問席から質問いたしますので、よろしく願いいたします。

第1点の小児生活習慣病対策についてお伺いをいたします。

近年、社会の変化に伴い、子供たちの健康状態に変化が見られるようになってまいりました。そうして、生活習慣病が本当に皆さん問題にされるようになってまいりました。現在の学齢期の子供たちが抱えている問題として、夜型の生活習慣病の低年齢化、食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足、ストレスの多い生活などなどが考えられます。子供たちが生涯にわたって健康な生活ができるよう、よりよい生活習慣の確立に向け、学校、家庭、地域及び関係機関などが連携し、子供たちの健康づくりに取り組む必要があるのではないのでしょうか。

現在、当市は委託業務として心電図4誘導、解析、ドクターチェックについて、小学校1年生、4年生、さらに中学生1年生、園児・児童・生徒の検尿が実施され、健康管理が行われています。

本年6月議会の質問で、小学校4年生、中学校1年生が適切でないかと思えますという、それで新年度に向けて、市の保健師等であるいは校医等で実施に向けて検討したいとの回答でございました。その後の経過について、御回答方よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 進捗状況を報告します。

議員の6月議会の質問を受けて、市教育委員会では、平成26年1学期実施に向けて取り組んでまいりました。

まず、採血検査をする対象学年、検査項目について健康推進課の保健師と協議をしました。「健康みずほ21」の少年期（小学校1年から中学校3年）の目標である「早寝、早起き、朝ごはんを継続し、自分の健康は自分で守る土台を築き上げよう」を達成するために、いつ採血検査をすることが将来の健康生活につながるか検討をいたしました。

結果、対象学年については、小学校の後半3年間と中学校の3年間のスパンそれぞれで指導し、さらに6年間の継続指導ができるという利点から、検査対象を小学校4年生と中学校1年

生としました。

中学校1年生は、新しい生活が始まります。自己管理は健康管理から意識させる絶好の機会と考え、希望者全員に実施したいと思います。

小学校4年生については、肉体的・精神的負担を考慮し、学校医の診察でその必要がある児童を抽出し、実施します。抽出されそうな肥満度20%以上の児童は、今年度の場合、男子約6%、女子4%でしたので、市内で30名ほどの児童が対象となると考えています。

検査項目については、保健師の原案をもとに、本巢医師会、瑞穂市学校医による検討の末、LDLコレステロール、HDLコレステロールなど6項目に絞り込みました。

実施方法につきましては、本巢医師会、瑞穂市学校医と検討を重ね、中学校1年生については、学校医が中学校に出向いて実施します。小学校4年生については、抽出された児童が保護者と学校医のところへ一緒に出向いて採血することとしました。

また、平成27年度以降は、今年度要注意と診断された児童・生徒が継続して採血検査を受けることができるようにしていきたいと考えております。

以上、新年度事業として要望しているところです。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 前向きな回答をいただきまして、ありがとうございました。

要は、4年生は必要という、考えられる、今までのデータから見て。それで中学1年生については希望者全員という、今お話を聞き、調査については6項目をするということであり、27年度以降は、今年度のいろんなことで注意を要する生徒については継続して採血を行っていきたいというようなことですが、一つ実態を、教育長は御存じですが、中学1年生希望者全員ということは、近隣市町大体おやりになってみえるんだと思います。

ただ、小学校についてですが、例えば岐阜市でも、たしか岐阜市は平成7年度よりずっと現在続けておられるわけでございます。岐阜市の場合は5年生の希望者全員ということで、ここに24年度の実績をちょっと手に入れましたもんで、血液は総コレステロール、中性脂肪、尿関係で3項目ですが、例えば24年度実績で、在籍者3,733人のところで希望者は3,470人ということで、93%の受診をした実績があるわけでございます。ちなみにやはり、先ほどの教育長のお話によりますと、4年生は過去に、小学校4年生で例えば肥満度が高いとかだと思いますが、それ等で考えて必要な人だけということですが、ちなみに各務原市は医師会から毎年その公表について、各務原市もたしか小学校4年生を全部やっているんですが、希望者はほとんど、受診率も高いし、いろんな必要であるということは書いてある本があるわけです。教育長は御存じでしょうけど、こういう各務原医師会ということで、これは2011年のものなんですけど、毎年度発行しているということで、これによりますと、非常に大切だということがずっとある説

明してあるわけです。

それで、これは23年度のことを言っているんですけど、今年度は小学校4年生で3,794名、中学2年生が1,280名が採血検査を行った。また、前年度に有所見であった小学生5年325名、中学生は3年生で135名が再検査を受けたということがございまして、小学校も大事だと思うんです。それで、そういう結果がずっと、小学校4年生、中学2年生ということで、要注意の人はもう一つ1年後もやるということで、非常にそのことは大切だということで、こういう立派なことが書いてありますので、ぜひ小学生のほうがやはり、お答えによりますと4年生は必要な人だけということですが、今のデータで見ますと本当に注意する人がやっぱり非常に率も高いようですので、ぜひそんなことも参考に検討していただいて、できたらそのことも追加していただけるとありがたいと思いますが、その点についての教育長の御意見をお伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今紹介していただきましたことにつきましても、これまで健康推進課の保健師それから本巣医師会、学校医の皆様と協議して一つの方向をつくってまいりましたので、そういった御意見があったということはお伝えしながら、また検討していきたいと思えます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 教育長は勉強熱心な人やいろいろな専門家とも協議をして決められたことですが、先ほど言いましたことも、やはり医師会でそんなふうにするべきだということで、大変だということで、小学校についてもでき得れば希望者全員に取り組んでいただきたいと思えます。金額のことはあえて申しませんが、そんなに高いものじゃないと思うんです。現行やってみえた県の指導の先ほどの検査も相当かかっていると思えます。それは当然いいことですが、さらにやはり血液で早く調べて、そして早く処置するということは非常に大切なことだし、介護にしても何でもやはり予防ということですから、今中学生についてはきちんとやっていただけておる、今度中学は1年生ですか、やっていただけるんですが、小学校はやはりまだひ弱いところもありますので、ぜひもう少し、先ほど教育長から回答がございましたけれども、再度検討していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは2点目に入ります。

穂積タリ地内にある市有地の整備についてお尋ねをいたします。

穂積タリ3132番の2、3133番の2、3134番、3138番等の整備についてお尋ねをいたします。

市はこの土地の実態をよく御存じでございますが、昭和46年から50年にかけて、道路整備が目的で穂積町に寄附をされているわけでございます。その後、平成9年10月4日付で、穂積町

長に対し、この土地の関係者13名が連署で道路整備促進要望書を提出されております。さらに、平成22年9月議会の定例会で質問の際、穂積タリ地区の地籍調査につきまして、平成21年度までに一筆調査、回答なんですが、登記簿に基づく権利関係調査をいたしており、本年度の地権者の方々に事業説明の案内を送付しているところであります。説明後は、一筆ごとの土地について、公図等の資料によって関係者立ち会いのもと、所有者、地番、地目、境界の調査画定と入っていく予定とお聞きしております。この地籍調査事業では、所有権の関係、面積を調整したり、それに基づいて土地の境界の画定作業まで事業が実施できます。道路整備につきましては、既に今の所有権、登記簿上の所有権者ではございません人がありますが、説明会は終わっておりますので、今後地籍調査事業完了後、手続に入っていく予定をしていますとの回答でございました。その後の経過についてお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

ただいまの件を初めまして、土地問題につきましては、土地・財産に関する特別委員会や、皆様との御協議をいただかなければ進まない事案ばかりでございます。また、この事案につきましても相手がおられることでありまして、所有権のことになりますと、どうしても相手の理解を得なければならないということでございます。

この地番についての概要は、今広瀬議員から言われたとおりでございます。私どももこの事業としては、ミニ区画整理事業の手法をもって進めつつあったものが、権利関係で一時とまっているという状況でございます。いろんな話し合いはほぼ進んでおるとい状況でございます。現況の把握をいま一つ進めてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

余りにも長いものですから、当然これ思いますのは、市のほうへ寄附をしたという形になっておるんですが、それは市のほうは預かりということで、道路整備が目的ということで御存じなんですが、今の回答ですと早く進めますよということですので、そういう点は地籍調査が完成ではないんですが、この前お聞きしたときに、農地もありますのでいろんな地目変更だとか、いろんなことは大体やれているからという話もお聞きしましたもので、早急に解決をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

3点目のごみ減量対策についてお伺いをいたします。

全国どこの自治体でも、ごみの減量対策については大変御苦勞をなさっているわけでございます。本市も他市町村に先駆けてごみ減量対策として、缶や瓶の分別収集、生ごみの減量対策

としてのコンポスト等の処理容器、電動式生ごみ処理機の補助金の実施等々、さらには美来の森の活用、粗大ごみの有料化、行政指導等々、市民の皆様の多大な協力を得ながら減量に努力されているわけでございます。現在、市内の小学校、PTA、子ども会等リサイクル活動については、親子のボランティア活動、そして最近では子供さんも旧集落なんかでは少なくなっておりますので、自治会の役員、老人クラブの役員等々も献身的に努力されておるわけでございます。

当市は、小学校、PTA、子ども会等の実施団体が回収された資源、紙類、金属類、繊維類等の実績数量に1キログラム5円を乗じて得た額から業者買い取り価格を差し引いた額を交付されているわけでございます。最近ではないんですが、資源が少し安いときは逆有償といいまして、例えばその当時漫画の本が多かったと思うんですが、紙質も悪いということで、1円か2円あるいは3円というくらい逆、お金を払わなければ回収してくれないということがございまして、私も一般質問したら10円まで補償するよということで、規定的には逆有償は10円までは見ると、11円はだめだということなんですが、そんなことが実際はなくて1円か2円くらいで終わったと記憶しております。

それで、近隣市町の奨励金の実態について、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 広瀬議員の御質問にお答えします。

県内の状況としましては、40市町村中33市町村で同様の奨励金を確認することができました。瑞穂市のように、業者の買い取り価格を控除する形態が5市町、業者の買い取り価格に関係なく単純に回収実績量に上乗せしているのが28市町村でありまして、奨励金の金額といたしましては、下は1キログラム当たり1.5円、1円50銭から、高いところでは9円というような状況になっております。一番多いところは、1キログラム当たり3円または5円というところが事例として占めているという状況でございます。

近隣市町の状況としましては、本巣市では瑞穂市と同じ、業者買い取り価格を差し引いて上限1キログラム当たり7円としております。一方、業者の買い取り価格に関係なく上乗せしている形で、回収実績量に合わせて1キログラム当たり3円上乗せしているのが羽島市、美濃市、北方町。5円を交付しておりますのが、岐阜市、各務原市、山県市。大垣市は、1キログラム当たり6円の上乗せをしている状況でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

それで、関連するもので、まず今制度の状況は聞いたんですけど、近隣市町の奨励金の実態についてお尋ねするんですが、実態で、現在のPTA、子ども会等の資源回収における平成

23年度、24年度の回収実績数量及び1キログラム当たり、結果として奨励金がどのくらい出されたのかということについて、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 瑞穂市の集団回収による奨励金の実績ということの御質問だと思いますが、平成23年度が15団体、回収量が806トン、奨励金交付額は67万6,000円、回収量の1キログラム当たりになりますと、奨励金の単価は0.84円となっております。24年度では13団体、回収量が695トンで、奨励金の交付額が40万8,000円、回収量の1キログラム当たりになりますと、奨励金単価は0.59円という状況になっておりまして、年々、集団回収量につきましては減少傾向にあるというふうに言えると思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そうしますと、今単価のことなんですが、23年度は806トンでキログラム当たり0.84円だと。24年度はキログラム当たり0.59円ということで、1円未満ということですが、その前にお聞きした、例えばいろんな方針があるんですが、上積みも相当多いところがあるんですが、瑞穂市と同じような制度をとっているところでは、近くでは本巢市が1キログラム7円を、瑞穂市は5円ですが、7円を補償しているということだと思っておりますが、それを聞きますと、県内で一番瑞穂市が低いのではないかと思うわけです。そういうことが、やはり子ども会の役員さん等はいろいろとちまたで聞いてみえて、私のところへ見えて、2回続きになっているんですが、この値上げについてはどのように考えておみえになるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） この資源物類分別集団回収の奨励金につきましては、たびたび広瀬議員のほうからも御質問があるところでございまして、現在開いております廃棄物減量等推進審議会においても議題とさせていただいたところでございます。11月21日に開催しました中で御意見を頂戴したわけなんです、市のほうからの説明では、集団回収の実施団体より提出のありました交付申請書から実態を分析してみますと、売却先の業者はさまざまございまして、収集物によりまして売却単価というのが大幅に違うわけでございます。総対象品目の売却単価、単純に平均価格としますとおおむね4円台となっております。市の設定単価に近い単価になっておりますので、現在の瑞穂市が設定をしております奨励金の単価5円というのは、現時点の民間の相場に勘案しても妥当ではないかというようなことで、適正な単価ではないかというふうで考えておりますと委員会の中では説明をさせていただいたところであります。

その中で審議員さんからの御意見を御紹介させていただきますと、交付額が高いとか低いということよりも、各団体がこの事業本来の目的意識を持ってやっていただいているのかと、逆

にこの奨励金があるから仕方なく義務的にやっておられるのではというような御意見から、議員が地元から要望があるとかというような声を毎回お聞かせいただいておりますが、我々としては直接そういう御意見をいただいておりますので、そういう毎年申請されている団体から直接ヒアリング等をして、その実態を把握すべきではというような御意見をいただきました。そういうことで、資源物回収、事業本来のあり方について検討が必要であるというような御意見をいただいたところでございます。

資源物の回収につきましては、市内でもスーパーの店頭回収だとか、古紙の無料回収所が最近多く見られるようになりまして、市民の方がいつでも搬出できる機会が増加しておるわけございまして、先ほど申し上げましたように、集団回収量も減少傾向にあるというような状況で、かつては廃品回収と呼ばれておりました集団回収も、今では社会情勢も大きく変化し、市民の方々のリサイクル精神は昔に比べ格段に根づいたというふうに感じておりますので、この交付金のもう少し考えたらどうかということについては、現在の価格につきましては適正であるというふうに考えておるところでございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ちょっと考え方なんですけど、やはり先ほどの実績を聞いても、23年度は15団体、24年度は13団体、扱い量も減ってきておるわけですね。そういうことを言うと、その資源回収の考え方よりも、まあやめたいよというところが多くなっていると思うんです。ちなみに、やはり穂積の集落の旧集落の辺は、やはりみんなして協力してCO₂の削減にもやろうかということのあれがあるんじゃないかと思うんです。それで、PTAのほかに子ども会で単独でやっている。で、ほとんどのところは、全市とは言わないんですが、80%か半分以上が、ひょっとしたら80%近いかもわかりませんが、PTAのおつき合いだけ。先ほどの総トン数からいっても、旧穂積町のときでも、やはりこのことについていろいろ質問したことがあるんですけど、1,000トンから1,200トン、多いときは1,300トンくらいPTAと子ども会で回収する量があったと思うんです。いろんなことを、方向が違いますとCO₂の関係が今置き去りにされているんじゃないかということで批判されておることもあるんですけど、本当にやはりそういうことを真剣に考えていただいた回答ではなかったと思うんです。

ちなみにいつか、ちょっと今議事録を持っていませんが、低いと思われるということで、本業市の7円にしてあると、2円上積みしてもやや低いと思うからといって金額までちょっとどっかで聞いたような気がするんですが、議事録は今ちょっと持ってきていないんですけど、そういうことから言うと、そういう体制だったらどんどん下がってくると思うんです。それは本当に地球環境からいって、ことしなんか夏が長くて、梅雨が早く入って、それからすぐ猛暑になって、本当に秋が短くて、この間まで台風が来たり、暑いということで、そういうこともや

はりCO₂の関係もある程度関係しているんじゃないかと思うんですが、やはり個人個人が、部長が言われた考え方はいいんですが、やっておることは岐阜県一安いんだと。そんなことは私のほうへ連絡がないから、調査すれば数字は出てくるわけですね。どんどん減ってくる。

きょう、きのうもらった冊子になったもので、ごみの推移もたしか23、24、25、西濃環境へ燃焼ごみとしてはややふえていると思うんです。23年度、24年度、25年度まで、24年度まで出たんですね、25年の版で。ちょっと私、けさ思っと思って忘れたんですけども、燃焼ごみはたしか、ちょっと確認したいんで、ちょっと教えてください。きのう、いただいたんですけど。
議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 今、議員がおっしゃられるの、西濃環境には市が収集しました可燃ごみの搬入をしておりますが、平成19年度で1万2,926トン、それから22年ですと1万1,685トン、23年ですと1万1,862トン、平成24年ですと1万1,911トンということで、大体1万2,000トン前後で推移しているということで、1人当たりの可燃ごみの1日の量としましては、平成22年度の620グラム、1日ですね。それから平成24年度ですと622グラムということで、全く変わっていないと言ってもいいと思います。

ということで、集団回収されないごみが可燃ごみに混入しているとか、そういうことは考えておりませんのでよろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 先ほどお聞きしたのは、1人当たりの目安ですが、要は可燃ごみとして西濃環境へ持っていったものは、確認ですが、22年度、23年度、24年度まできのういただいたもので出ていると思うんですが、それはわずかながらふえていってあるわけでしょう、数字自体。1人当たりじゃありません、総数量です。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 今、議員御指摘のとおり、もう一度数字を申し上げますと、1万1,685から、1万1,862、1万1,911トンと、わずかながらに微増というところでございます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。持ってこなかったで、済みませんでした。

実はそういうことですので、なぜ私そういうことかいうと、全体に、先ほど言いましたように、団体も減ってくるのですし、うちの近くでやっぱりひとり暮らしの人があって、夏になると傷みますね、焼却するごみは生ごみですから。それで、新聞とかは、新聞とってみえるんですけど、それもぼんぼんにして持っていくという人がありましたので、そういうことも考えているんですけども、全然関係のない人は入れないと思うんです。そういう点では今後、きよ

う結論は出ないと思いますけど、また議事録もそんな話があったと思いますけど、そういう点ではよく、きのうの一般質問のときも、やはり自分たちが率先して聞くと。PTAからかかってこないからいいんだと、そういうことじゃなくて、行政は前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

4点目に移ります。

小・中学校の教室へのエアコン配備についてお尋ねをいたします。

近年酷暑が続き、近隣の市町も、小・中学校の教室へのエアコンが配備される傾向のようでございます。本巢市においても、平成26年度、教室へのエアコン配備が予定をされていると聞きをしております。また、岐阜市においても、平成26年度は全中学校及び4小学校、教室のエアコン配備、さらには平成23年度、残り全小学校の教室のエアコンを配備の予定と聞いております。

本市は、平成26年度より小・中学校教室へのエアコン配備の計画が進められている意向であります。そこで、小・中学校へのエアコン配備については、近隣市町におくれないように、少なくとも27年度までに何とかならないかというようなことを、私は個人的には思うんですが。

そしてまた、その環境をよくして、県内の小・中学校の土曜日の授業は行われておりませんが、岐阜市は本年10月から、土曜日の授業実施に向けての検討というか、実際授業をやるということになると先生の配置から大変なことだと思いますので、そういうことを含めた、それなりに今はいろんなことをやっておっていただく、授業でないものでやっておっていただくんですが、その辺のところの聞き取りと調査をされているということもお聞きしております。

本市では、小・中学校で、先ほど言いましたように、土曜日はやっぱり総合クラブ等が開催されておりますし、また25年度現在もスポーツ講座、文化講座などを開催し、児童・生徒約1,200人参加されたともお聞きしております。種々問題もあるかと思いますが、土曜日の授業の、問題はあるんですが、検討の話し合い、岐阜市が話し合いをしているんですが、いろんな問題があるし、とにかく国の関係があると思います、県の職員ですので。そういう点に向けての検討についてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 国が進めております土曜日の教育活動推進プランは、単純に平日に学校で行っている教科・領域の授業を土曜日に実施するというものではございません。学校、家庭、地域の三者が連携し、役割を分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習、体験活動の機会等、土曜日の教育環境を豊かなものにするにより、児童・生徒の学力向上や豊かな人間性の育成を図ることを目的とするものでございます。

瑞穂市のそういった教科の授業というものにつきましては、小学校・中学校、新学習要領が

完全実施されてから、瑞穂市立の各学校の教科・領域等の実施時間数は、実績・計画とも標準時間数を大きく上回って実施をしております。小学校においても、中学校においても、現在の教育課程で、標準時間数を上回る授業時間は十分に確保しているということをまずお話をします。

また、今広瀬議員からあわせて話題にいただきましたように、本市では、小・中学生及び保護者対象に、土曜日の講座として瑞穂総合クラブを開設しております。スポーツ講座16講座、文化講座32講座あり、現在市内の児童・生徒約1,200人が参加しております。

瑞穂総合クラブは、市の教育委員会が開講して以来10年がたちます。多くの児童・生徒の週末の過ごし方の一つとして、しっかりと位置づいていると考えております。また、スポーツ少年団には840人の児童・生徒が参加し、なかよしクラブみずほには約400人の児童・生徒が加入しており、これも児童・生徒にとって週末の大切な過ごし方の一つとなっております。

これらのクラブや少年団の指導者は、ほとんどが地域の方々であり、自分が磨いてこられたわざや生涯学習の一環として学んだ成果を子供たちに還元している方も大変多くございます。ここに、県が推進している地域づくり型生涯学習、いわゆる循環型生涯学習社会が構築されていると考えますし、市内の教員が指導者を務めている講座や学校施設を会場としている講座も多く、学校、家庭、地域が連携して子供を育てている場をこの瑞穂市では実現しております。

すなわち、本市の取り組みは、国のいう土曜日の教育活動推進プランによって進めようとしている施策とマッチした取り組みを、既に10年来にわたって展開をしているということでございます。

したがって、現段階において、子供たちの土曜日の活動は十分な場を保障しておりますので、子供たちの現在の取り組みにかわる、土曜日に授業を行うといったことについては検討しておりません。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 先ほど学力テストの関係で広瀬武雄議員がちょっとお話しされていたと思うんですが、それはやはり国の方針が変わったわけですね。今まで、その新聞を私見たんですが、たしか全国で、やはり小学校、2007年度からかね、小学校6年と中学3年で国語と数学ですか、算数・数学一緒ですけど、中学と言いが違うということだと思いますが、それに3年に1遍理科を入れるんだったんですか、そういうことで、やはり年間、新聞によりますと、全国で55億円の税金を費やしてこの全国学力テストというものが毎年やっておるわけですが、その結果を子供たちへの指導、改善につながるということが、やっぱり国の責務だと思うんです。55億円使っているんですか。そういう点では、私はその指導は、先ほど広瀬武雄議員のときにありましたように、変わったところは、やはり市町村の教育委員会の判断で学校別の成績を公

表する、公表できるんですか、それは都道府県の教育委員会は、市町村教育委員会の同意があれば学校別や市町村別の成績を公表できると。教育委員会は、成績だけの公表は行わず、テストの分析結果や今後の指導改善策もあわせて公表するというようなことで、先ほど広瀬武雄議員のあれでも県のほうが検討するというようなことだったと思うんですが。

これと兼ねるわけですが、方向を変えてみますと、経済協力開発機構（OECD）ですか、それは、世界的各国の、世界中の、参加していないところも一部あるんですが、15歳を対象、いわゆる高校1年生ですが、対象に実施されている、これは西暦2000年から行われているように聞いているので、3年ごとということで、例えばその数字を見ますと、その当時2000年は、数学的応用力は日本が1位だったそうです。それから3年ごとにありますので、2003年は6位、2006年は一番低くて10位、2012年は7位に上がってきておるようでございますし、また科学的応用力は、西暦2000年のときは2位、それからずっと途中下がり6位になって、2012年は4位、そして読解力は、日本は2000年は8位、一番低いときが15位、そして2012年は4位と上がりつつあるわけですが、まだ前の水準には達していないと思うんです。

そういう点では、私はエアコン、やはりいろんな今までやられた夏対策の、午前中に授業をやってということも続けながら、やはりエアコンもみんな使うんじゃないかってということも教育委員会の会議録を見ると強く話がしてあって、早くエアコンをつけなさい、そしてまた会議録によりますと、有効にきちっと節約して使いなさい、私もごもつともだと思うんです。早く設置していただいて、やはりこんな酷暑で勉強しようと言っても無理な点があるかと思いますので、エアコンはできるだけ予算の許す限り早くつけていただいて、先ほど言いましたように、学力をつくって、やはり日本は資源が少ない国ですので、そういう技術的な、あるいはいろんなところでそういう環境になって、瑞穂市からすばらしい子供が育っていくようにやっていただきたいと思えます。

そういう点についての、相対的に、今教育長が言われたのは確かに現在では十分やっておっていただくんですが、岐阜市もそういうことに含めて少し検討する。当然先ほど言いましたように、先生といえばみんな県の職員ですので、それをあえて市というようなことはとても、一部はやられたこともあるんですが、大変だと思しますので、そういうことを含めての考え方等々について、今後についてはどのように考えておみえになるか、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今るる説明をしていただきました学力問題とこの土曜日のプランについては、直接つながる話ではないと思えます。

岐阜市の、新聞記事にもありましたが、鉛筆の削り方の勉強をすとか、子供たちの今の生活とか学習の状況、育ち方の状況を踏まえて、地域の教育力を生かしてそういった学習をどんどんしないかんのやないかと。これは、大もとにあるのは、総合的な学習の時間を創設をした

りして、地域の福祉とか環境とかいろんなものを勉強するような時間をつくりましたが、新学習指導要領になって授業数をふやした。ふやしたことによって、総合的な学習の時間は圧縮されて、せっかくやり始めたんだけれども、そういう活動する場がない。子供たちが地域で学ぶ場がないということで、子供たちの学習じゃないところの学習を、授業じゃないところの学習を今充実させようとしたところがまた圧縮されてきているから、この土曜日という発想が生まれているのであって、私どもは、10年前から総合クラブをつくって、地域の方に地域のわざを教えていただくような場を積極的に国や県の方向を受けてつくってきたわけですよ。その時間を、じゃあ今度その場を奪って、学校が、学校にありますので、じゃあ今まで育ててきたそういった活動はどこでやるのかということで、大変矛盾した内容がありますので、私先ほど言いましたように、土曜日に授業をこれ以上するということは検討しませんと言ったんです。今やっていることで、子供たちは学びの機会を大変保障されている瑞穂市であるから、これを新しいプランを出たからと言って、じゃあこれどいてくださいと。そういう話は、この10年間進めてきた側としては、今の活動を大変ありがたく子供たちも学んでいるわけですので、そこら辺を、岐阜市さんとかほかの市町がどのようにやられるかというのは注目していきますけれども、授業をやることは決して目的ではないので、よろしくをお願いします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 確かに教育長、言われるとおりなんです。とおりですけども、やっぱり瑞穂市は、保育・教育センターという、巢南地区のところからそういう名前にもなっておりますので、少し変わったこともいいのではなかろうかということで、ちょっとその辺のところ、あわせて教育委員会の管轄でお聞きしたかったんですけど。名前にふさわしいような教育関係はどのようにつないでいかれる予定なのか。それがひいては先ほど言いましたようなことになると思うんですが、将来はそういうふうにだんだん変わってくると思うんですが、今やってみえることがとやかくじゃなくて、考え方としてということをお聞きしたんですけど、市長はどんなような考え方でしょうか。

保育・教育センターがあると、うちはこんなふうに変わっているよというようなことを検討してみたらどうかという、教育委員会の議事録には載っていないんですけども、何かそんなような方も一部あるようなことを聞きましたんですが、授業云々じゃなくても、ちょっとその予備として変わった形をどのようにとってみえるかということの構想がありましたら教えてください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えできますのは、教育の関係、私はいつも言っておりますが、この施設とかそういった関係におきましてはしっかりあれですが、この教育の中身と

かそういう関係におきましては、やはり教育委員会がございます。そちらのほうで決定をして、しっかりと自信を持って、責任を持って、しっかり取り組んでもらいたいということをおっしゃるところでございますので、私のほうから、そういう中身に入ったあれは差し控えたいと思っています。

いずれにしても、教育委員会、委員の皆さん、また教育長初め、本当に話がやはりまちづくりは人づくりで一番大事な分野でございますので、そのことについてはしっかり心して取り組んでもらうように、いつもお願いをしておるところでございます。ひとつそういったことで、中身のことにつきましては教育委員会にあれしております。よろしくお願いを申し上げて、答弁とします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

いろいろと、市長は市長なりに、やっぱり教育長を立てておみえになりますので、当然私は一心同体だと思っておりますので、今後とも私がちょっと進んでるか、進むというか、しかしそういうことも、やはり変わったこととして少しずつ、大きな問題ですけれども、瑞穂市で先生をちょっとふやしてというような考え方をちょっと聞きたかったんですけれども、将来的にはそういうふうになってくるんじゃないかと私は思うんですが、そういう点で、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長（星川睦枝君） これで、9 番 広瀬捨男君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は11時10分からといたします。

よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時11分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14 番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

1 4 番（若園五郎君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五郎。

議長の発言の許可を得ましたので、個人一般質問を行います。

通告により2項目でございます。

1つ、保育所補助職員の勤務実態について、時間外等における待遇を改善すべき点や必要な改善が行われているかをお尋ねいたします。

2点目、行政組織の再編成について。

市の行政組織の再編について、6月、9月定例会で継続的に質問をしてきました。今後の展望も踏まえて、5年、10年先を見据えた瑞穂市が安心して暮らせる住みよい魅力あるまちづくりを目的に、福祉部の子供にかかわる全てを1課に集約した体制、あるいは高齢化社会に対応するため、高齢者福祉だけを1課にする必要はないのか。ほかに企画部、総務部、都市整備部においては、午後から会派会長小川議員より一般質問が行われますが、においても連携強化、横断的な機能強化をするために、諸課題を解消すべき組織変更の必要があるのではないか、お尋ねします。

以上、質問席にて質問を行います。

保育所補助職員の待遇改善について。

他の市町では急速な少子化が重要な課題となっております。瑞穂市においては、子供が毎年500人ふえるような出生の状況となっております。現在のところ、少子化問題はありません。

子供がふえるということは、子育てにかかわること、育児にかかわること、保育にかかわること、これら子供にかかわること全てにおいて保護者から関心が高く、ニーズも高くなっていることが現実として起きております。瑞穂市は、質の高い教育のまち、先進的な子育てのまちにしていかななくてはならないと思うところでございます。

そこで、子供が初めて家庭から外の環境で子供同士が交わる共同生活の場としてかかわらせるのが保育所になります。さまざまな家庭環境で育ち、初めての共同生活の場となる保育所では、なれない生活環境の違いから子供に異変が生じ、支援が必要な子供がふえてきていると思います。子供と直接かかわる保育士や保育士補助職員の役割の高さはますます増加しております。

そこで、大切の子供を預かる保育士補助職員の勤務状況、待遇について質問します。

聞いた話によると、保育士補助職員であっても早番、遅番があり、早番で出勤しても、いつもその勤務時間が終わっても決められた時間に帰ることができないと聞いております。勤務が終わり、帰る時間があるのに帰りにくい。そうかといって、何か仕事があるかと言えば、割り当てた仕事もなく、時間外勤務手当の支払いもされていないので、はっきりした勤務態勢を望むというものでございます。

そこで、まず保育士の正職員数、保育士補助職員数、派遣保育士の人数についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えします。

保育士の正職員は91名、補助職員数は82名となっております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

14番（若園五郎君） 現在の保育士の正職員の数、補助職員の数の合計で、そんなに大差がないのでございますけれども、保育士の補助職員はどんな仕事をしていますか、お尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 保育士の補助職員につきましては、正規職員のサポートとして、特に障害を持った児童や障害を持っている疑いのある児童に対して寄り添い支援する業務、それから正規職員が保育所の開所時間において、職員配置が人数的に少なくなる時間帯をサポートしてもらっておりまして、あくまでも正規職員の指示のもとに保育業務をサポートしていただいております。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

14番（若園五郎君） 補助職員は、正職員の補助的なことで、保育の補助的な立場でアシストしているということでございますけれども、例えば支援が必要な子供1人に保育所補助職員が1名、あるいは2名に1人、あるいは3名に1人、その他その子供の状況において配置されていると思われましてけれども、では具体的に、保育士の正職員と補助職員の勤務体制はどのような体制になっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 保育士の勤務体制は、朝番とか遅番とか、そういうのもありますが、早い方で7時半から16時15分までの正規の勤務、それから7時半から10時半まで、8時から16時45分まで、または8時半から17時15分まで、9時から15時まで、9時から16時まで、9時15分から18時まで等、さまざまなバリエーションで正規職員、補助職員のシフトを組んで対応しています。ただし、正規職員は1日7時間45分勤務なので、上記のパターンのうち7時間45分の勤務パターンを組み合わせしております。そのほか、補助職員については3時間とか4時間とかの勤務体系がございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

14番（若園五郎君） 補助職員であっても、早番、遅番があるということでございますけれども、例えば早番で、朝7時半に出勤する。あるいは、午後4時半で終わるわけでございますけれども、例えば午後4時30分以降にも勤務しなければならないことがあるわけでございますけれども、例えばあるとなれば、どんな仕事で残るのか、また残った場合、保育士の補助職員の時間外勤務手当の支払いはあるのか、そこら辺を確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 基本的に、勤務時間が終了すれば、補助職員には帰っていただきます。運動会等の行事前ですと、準備が必要な場合があります。このようなときに勤務した場合、所定内賃金100分の100、もしくは時間外勤務の割り増しを支払うことになっております。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 今、教育次長のほうから答弁がありまして、残った補助職員においては時間外手当を支給しておるといふことでございますけれども、私が聞いたところによると、早出で出勤し、その勤務が終了する時間に帰れないというような、そういうことは、帰ることができないのは、まだその時間帯には保育士の正規職員や保育士の補助職員がみんな保育所にいますから、さらに自分の支援している子供が保育園にいるとなると、さらに帰りにくいというのではないかというような、そういう雰囲気でございますけれども、保育所における人間関係に課題があるとは考えられますけれども、教育委員会も現場である保育所に任せることだけでなく、保育士や補助職員の意見が聞けるような体制づくりをすることが、今回のこのような問題が解決できると考えております。

そんな中で、教育委員会としては、保育士、補助職員の保育、保育行政の指導体制はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 保育行政の指導につきましては、所管する幼児支援課にて実施しております。正規職員、補助職員の区別なく、指導の対象となります。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 先ほど答弁がございました、正規職員と補助職員の人数が非常に91人、82人と多いという9施設の中で、いろいろとやっぱり正規の先生、あるいは今言っている補助職員との保育についての悩み、あるいは保護者の苦情の取りまとめとか、いろいろあると思います。

そうした中で、園としての指導体制、要するに教育委員会へは上がってこないんですけども、園長としての指導体制、どのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 保育の現場では、所長、園長が部下である保育士を束ねて、保育業務を運営しています。月単位、週単位の保育計画を保育士に立てさせ、それに基づき保育を実施しております。所長、主任が各保育士を指導し、保育士としての育成を行っております。

各園では、質問・苦情等を受け付けています。これにつきましては、所長がいただいた意見等について丁寧に回答をしております。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 保育については、非常に保護者も自分の子供を預けておるところの、今言っている正規職員と補助職員とのいろいろな保育の研修が必要かと思います。研修はどのようにやっているか、あるいは先ほども言いましたけれども、いろいろ保育士、あるいは補助職員の悩み、そういうような窓口を開設しているのか、再度確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 保育所の自主的な研修につきましては、研修担当園長が決まっております。保育の質の向上、保育士の技術レベルの向上等を目指して研修を実施しています。補助職員につきましても、公開保育等の自主研修がありますし、補助職員のみを対象とした研修も企画・実施しております。

それから、保育士補助職員の悩みなどの窓口等の開設ですが、専用の窓口については設置しておりません。現場に言いづらいことがあれば、幼児支援課へ相談していただくということで、補助職員全体の体制となれば、教育委員会のみばかりでなく、市全体に及びますので、人事担当部である企画部にて検討していただく体制にはなっております。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 保育士補助職員に対しての給与、あるいはその他手当、あるいは交通費などの待遇面、その辺はどうなっているか。近隣市町の比較があれば、回答を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員の保育士補助職員の御質問についてお答えをいたします。

勤務状況については、先ほどから教育次長の説明のとおりでございます。

待遇面につきましては、県内21市の臨時保育士、名称、名前はそれぞれですが、日々雇用するというような職員の区分になるものです。その賃金は、県内21市で、1時間当たり、低いところで880円から1,280円となっています。この平均で、高い方の平均が21市の平均で1,043円、低いほうの平均は991円となっています。

この平均の高い方の平均、低い方の平均といえますのは、市によって担任を任せているところがあり、担任をつけているところに時間給の差が出ているということになります。

当市においては、時間1,000円ということで、この1,000円は担任がない場合になります。さらに、当市では担任がある場合については、1日500円の加算をしております。さらに、勤務経験加算としまして、1時間当たり80円加算し、上限を800円としております。

ほかにも通勤費など、距離に応じて1日100円から300円の支給となっています。

他市から見ると、勤務条件はある程度整っているのではないかというふうに考えております。この待遇面について、他市並み、または他市よりはよいのではないかというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 今回の保育所補助職員の待遇改善についての質問をした理由につきましては、やっぱり先ほど言いましたように、正規職員と補助保育士の勤務条件がいろいろとございまして、特に保育士においては、年金の加入、あるいは退職金、あるいは健康保険等は自分で掛けなければならないという、同じような業務でありながら、幾ら補助といっても、そこから辺も含めて非常に大きい82名の補助職員がおりますので、やっぱり今後とも正規の職員との勤務内容、あるいは勤務体制が変わりませんので、先ほど教育次長からいろいろ答弁がありましたですけれども、今言っている9施設の園児数は今後ともふえてまいりますので、保護者が安心して預けられるような保育行政に充実した対応をお願いいたします。

以上で、1問目の質問を終わります。

続いて、行政組織の再編について質問させていただきます。

この質問は、6月議会、9月議会の質問に引き続き3回目となりますが、これまでの経緯は、これからの先を見据えた組織体制を変えるのに、人口増加、人口構成、高齢化の速度、計画的な都市開発や土地開発である区画整理など、都市の基盤となる情報と市民が望むニーズをつかみながら、さらに質の高い行政サービスを行うことができることを目的に、現在の組織から改善すべき部署があるのではないのかと私は考えております。

そのときの答弁に、堀市長からも、組織における課題があり、組織編成の時期に来ていると答弁をいただいております。

そこで、あれから数カ月過ぎ、その後どんな状況であるのか、質問します。

まず2点について、子供に関することの全てを一元的な体制、または連携ができる体制。次に、福祉生活課の事務量の増大していること、そしてこれから訪れる高齢化対応について、どのように検討しているのか、答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員の行政組織の再編成についての御質問にお答えをいたします。

この行政組織の再編成の質問については、6月議会には、部署間における連携が少ないとか、福祉生活課の事務量の増大、そしてこれから訪れる高齢化、子供が増加している状況に応じて、減少するのか見きわめて対応するというふうに答弁をしております。また、9月には、先ほどおっしゃられましたが、瑞穂市のこれから5年先、10年先を見据えて、人口がふえるのか、高

齢化の速度はどうかというような瑞穂市を取り巻く環境を見ながら、さらに国や県の動き、権限委譲などの取り組みを見ながら検討していくというようなことで、より質の高い行政サービスを行うことを目的に答弁をしております。

若園議員の御質問にもありました子供にかかわる事務については、福祉生活課、健康推進課、教育委員会の幼児支援課と関係し、十分に検討し、担当部署と協議を重ねております。

そんな中で、以前ですが、岐阜市のほうが子供にかかわることを子供部というようなことで、子供の子育てや教育にかかわるものについて、2015年度ぐらいまでに構築したいというような情報がありました。そのときの内容では、子供にかかわることということで、国のほうからの動きがあり、ことしの8月に子ども・子育て関連3法が公布され、その中で、市町村は5年を1期として子ども・子育ての支援計画というものを平成27年から実施するようなことが背景にございます。

次に、福祉部の福祉生活課の御質問についてですが、瑞穂市の高齢化は確実に到来しております。人口からも、人口数というか、高齢化率からも御説明をさせていただきました。

これらのデータから見ても、瑞穂市の高齢化の大きな到来がわかります。これから先、高齢者の関係では、平成26年度には老人福祉計画の策定があったり、介護保険の要介護サービスの権限委譲により、市町村の裁量範囲で策定するものになります。

この高齢者には、老人福祉計画、介護保険の要介護サービスの策定、子供に関しては、子ども・子育て支援事業の計画があります。これら子供にかかわること、福祉部にかかわる事務は、教育委員会、福祉部、そして調整します企画部とも方向性は合致しているところですが、当市においては庁舎が2つということもあり、事務のスペースにも限りがあるというような課題がございまして、今のところ検討するような事態になっております。

若園議員の心配されている他市におくれないように、市民サービスの向上の観点からしても、よい方向性が出せるように検討していきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） わかりましたと言いたいところですがけれども、どんな改正をしていくか、まだ具体的には見えておりません。

子供にかかわる担当部署の一元化、実施するのか、今後とも引き続き懸案事項として検討していくのか、福祉部には新たに課を設けるのか、設けないのか。どちらもはっきり回答はまだ出ておりません。先ほどあったように、穂積、巢南との2庁舎であることが課題になると私も考えておりますけれども、6月、9月、12月でございまして、そのあたり、もう公表する時期ではないかと私は考えております。

そうした中で、地方自治法には、組織の編成に当たっては、事務及び事業の運営が簡潔かつ効率的なものになるよう十分配慮しなければならないと書いてございます。これ以上、部長に聞いても言うことがございませんので、副市長、あるいは市長で、組織編成がどこまで進んでいるのか、答弁願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、御指名でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

若園議員には、監査委員という立場、あるいは行政マンの経験もおありで、そうした見地から、今瑞穂市が直面する課題、あるいは基礎自治体と言われる地方自治体が地方分権のもと、国等から押し寄せてきます行政事務に対応するために、行政組織の見直しが必要ではないかとの御意見を6月議会、そして9月議会、そして今議会と継続して御質問をいただき、少なからず示唆をいただいていることに関して、感謝を申し上げるところでございます。

ただいま企画部長がお答えをさせていただいたわけですが、現実的には組織をなぶらざるを得ないというのが実情でございます。先ほど来、お話がありましたような子供に対する、いわゆる子育ての面での行政を担う部署をどうするかという問題、あるいは確実に来ます福祉の施策をこなす分野を設けなければならないというようなことも考えておりました、そこら辺は、きのうも庄田議員の質問にお答えをさせていただきましたんですが、各課から、いわゆる事業ヒアリングの際に、あわせて各課の組織体制について、何が課題になっているか、それからどうすれば解消できるかということをヒアリングしております。これは部長会議で市長が、もう自分たちの仕事だから自分たちがまず提案しないかということで命題を与られておりました、それに対する回答で、それぞれの各課から、理想的な話も出てきております。

ですけれども、例えば教育の問題の子供の関係と福祉等が、やっぱり庁舎が離れていることによって不都合が生じていると。何とかワンフロアでできないかというような、そういう提案もいただいております。

ただ、そういったことを一つずつ検証し始めると、今のフロアの中では難しいということで、その場を設けるのであれば、どこかの課を動かさなきゃならないということになるわけなんです。ですから、そこら辺のことがありまして、検討に検討を重ねるという形になっておりますけれども、きのうもお答えをさせていただきましたんですが、1月に消費税の関係で臨時議会をお願いしなきゃなりません。そういった折には、議会の皆様にもこういう形でということでお示しをするように事務を進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

したがって、今どこにどの課を設けるかとか、そういった具体的なお話はできませんけれども、少なからずそういったレベルで検討はしていることは事実でございますので、あとはどこ

にどの部署を配置するかということでもありますから、もう少し時間をいただきたいということで、御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 副市長という立場で大変に丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

市長にお伺いしたいと思うんですけれども、いろいろと6月、9月、12月にかけて、各部署、あるいは企画部、あるいは総務部、都市整備部等について、今、諸問題があり、今言っている5万2,700という人口が毎年500人ふえているのも、市民、あるいは議会、執行部も承知の上でございます。

先ほど1月と言われましたけれども、今言っているワンフロアにもし仮にするのであれば、私の提案ですけど、本庁舎の中庭を、あそこをうまく会議室をつくる、もしくは総合センターを使うとか、稼働率を上げるためにも、総合センターもやっぱり一つの手ではないかと。あそこを、失礼ですけども年間1億何千万というような維持管理がはっきり言って要ります。やっぱり外部監査等も含めて、公共施設をいかに利用するか、どうするかということが重要でございます。もちろん、人口集中地区で、牛牧地区、あるいは下穂積等が非常に今、住宅、年間200世帯ぐらい今、建っております。それも、都市整備部の確認申請でも、農業委員会のほうの手続でも御了解だと思えます。

確かに、6月議会をやり、12月議会をやり、非常に半年たった中でも回答が出ないというのは、市長の早くやる精神のところにはちょっと時間がかかり過ぎじゃないかなというように私は思っていますね。今回の質問の答弁の中にもいろいろと回答が返っておるところもありますけれども、ずばっと、ここはこうする、こういう問題点があるということを答弁お願いしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 若園議員から機構改革につきまして、6月、9月、そして今の12月議会に再三御質問をいただいておりますところでもございまして、今のこの組織というのは、もう5年も経過しております。そんな中で、おっしゃるとおりでございまして、ましてや子育てと教育の一元化、こういったものも取り入れさせていただいて、これはよその町にないことも取り入れさせていただいておる。

そういう中におきまして、さらに人口がふえておりますし、高齢化率は県内で一番低いわけでもございますけれども、人口がそれなりにありますから、高齢者の方は確実にふえておるわけでもございます。

そういうことも含めまして、いろいろなことを勘案しますと、機構改革は何が何でもやらな

くでは、やるについては、やはり事務方、副市長を初めとしまして事務方が一番よくわかっておるんですから、しっかりと協議して、最もいい形で出すようにということで指示をいたしております。

それに基づきまして、それぞれ今企画部長、また奥田副市長のほうから御答弁をさせていただいておるところでございますが、1月の中に臨時議会をお願いして、抜本的に、やはり今議員からありましたように、一部施設の改造なり何なりしてでも、そういった連携なり、いろんな課題に取り組めるようなふうに、ひとつ考えていきたいということで、今しておるところでございます。それじゃあどうするんだと、そこまではきょうは申し上げられませんが、そういうところまで今、話をしております。あとわずかでございますので、その点はお許しをいただきまして、再三、ほかの方からも出ております。そういうことも踏まえて、これはもうやらなくてはいけない課題と思ってしっかり取り組んでいきたい、このことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきますと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） いろいろとすごく熱を込めて、順番に進められておるということがよくわかりました。

非常に、本庁舎といえば心臓部分でございます、要するに、災害、いろんな問題を抱えたとき、いろんな問題は全てやっぱり本庁舎。僕の案ですけれども、総合センター、あそこの今言っている1階から5階がありますので、2、3、4、5をしっかりと使うように。何を持ってくる、必要かどうかということが市長の頭の中にはあるんですけれども、言葉にできませんけれども、来年の1月にはやるという副市長の言葉があったんですけれども、きのうの松野議員、あるいは他の議員からも言われたんですけれども、来年26年度から10年、15年計画の中で、来年度だけで仕事をやろうとする場合でも、投資的経費は60億から66億のいろんな事業がございます。それは、議員も勉強しました。執行部のほうもしっかりエキスパートで理解していますけれども、やる順番をきちっと決めなければ前へ進みません。後に私、いろいろと6項目ぐらい総括質疑で内容のことについても再度確認しておきますけれども、やっぱりそういうときは、しっかり市長も副市長も、やっぱり私はこう思っておる、検討する、進めるということをやってもらうのが個人質問の一般質問だと思います。来年1月と延ばさずに、やっぱり今言っている福祉生活課、あるいは幼児支援課、穂積庁舎、巢南庁舎があれば、これはいろいろ問題点がある。だけど、僕は市民としては苦情は聞いていません。行政業務は非常にできているというようになっていますので、問題点は個々に当たれば聞こえてきます、職員から。そのやつを早くまとめて、副市長は事務の総責任者ですから、はっきり言わないかん。はっきり言うのが、それ以上の箔が出るんですから、やっぱり言わなだめですよ、言ってもらわな。ここの質問の

中で、やっぱり回答を、次の方の回答ということをお願いしたいと思います。

そのほかに、機能的な組織編成を期待してまいります。組織改革には直接つながりませんが、5項目ぐらい、私の提案として、いろいろと私の今の約束も言われたようですけれども、それを抜きにして、一般的な議員という立場で、僕の提案ということと言わせていただきます。

1つ、市役所全体に法令審査の職員のエキスパートなどのチームを設ける。現在でも審査会はあると思いますが、9月議会の火葬場条例の改正は、市民の理解が得られない、とてもわかりにくい改正で、改正する必要にも疑問がありました。しかしながら、平成25年12月定例議会の議案第66号 瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災センターの一部を改正する条例では、指定管理者に読みかえているにもかかわらず、市長と指定管理者の読みかえ規定の改正は、説明を隠すように曖昧でありました。説明する責任を果たしていないと私は考えております。改正内容を判断すると、昨年12月に改正していなければならない項目まで改正してしまっていること、平成25年4月から施設利用の減免の権限、目的外使用の許可、市長の権限にもかかわらず、地方自治法第244条の2項で明記しております。指定管理者に指導していることは自治法違反とも言えます。専決処分や6月定例議会なら理解できそうですが、この12月議会に提案されています。平成25年4月から今日まで、指定管理者に各条例改正したものとなっております。これら2例は明らかに行政のミスです。このようなことを繰り返さないためにも、法令審査の職員のエキスパートチームなどを要望します。行政事務の総責任者は、副市長に責任があると私は考えております。いろんな問題があっても、部長会議、課長会議でやるんじゃなく、問題があったことにはすぐに担当部長を別室に呼んで直で言わないと、無駄な事務経費を使っています。

2つ目、市が購入する土地に関することを必ず関係課で合議をするような体制の構築。これは、(仮称)大月運動公園の土地収用という事業認定を取得しようとししない行為、これはまさに不作為に該当します。これは訴訟になる可能性もあり得るので、土地購入については今後このようなことがないようによろしくをお願いしたいと思います。

3番目、瑞穂市職員、消防職員を含めて、現在415名います。非正規職員、その中には嘱託員、補助職員、その中には調理員、補助保育士、あるいは行政の事務補助職員などが377名おります。また、市のほうから瑞穂市ふれあい公社に業務委託しております駐輪場、総合センター、巢南公民館などの7つの施設の窓口業務97名、総合計882名で瑞穂市の人口5万2,700人の行政事務を行っているところでございます。

職員等に関するところで、職員全体の人事管理を行う役職を置く。その内容は、職員数配置は適切か、補助職員の配置は適正か、必要があるのか、時間外勤務のあり方、職務に関する勤務意欲の向上、熱意などの向上を専門的に行う業務、職員全体の人事管理を専門的に行う役職を置いてはどうかと私は提案しております。

4 番目、企画財政課に国庫補助金、交付金、県補助金の特定財源をする担当者を置き、各課に指令を出すような役職を置く。

5 番目、総務部に防災担当を専門にする部署を置き、防災、予防、災害時の対応を迅速に実施し、市民に安全・安心を与えることができるような組織を設ける。

これは、副市長が言われますように定員管理、いろいろございますので、今言っている職員体制で、適正配置で、今以上の効率をお願いしたいと思います。

まだまだ提案は5項目ですが、10項目ぐらいあるんですが、とりあえずそのぐらいにしておきます。私の提案内容はこのようなことがございますけれども、専門性ある体制を確立するよう、私は求めます。答弁は要りませんけれども、機能的な組織編成をお願いします。ほかには企画部、総務部、都市整備部においても、連携強化、横断的な機能強化をするために、諸問題を解決すべき組織変更の必要があると考えております。

これで私の個人質問を終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、14番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後1時からといたします。よろしくをお願いします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時07分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 小川勝範君の発言を許します。

小川勝範君。

16番（小川勝範君） 機械も直ったようでございますので、議席番号16番 小川勝範でございます。

ただいま星川睦枝議長に一般質問の了解をいただきましたので、質問をいたします。

まず冒頭で、この席で、瑞穂市の概要をちょっとお話しさせていただきます。

私の質問については、商工農政課の組織編成という形で質問させていただきまして、現に瑞穂市の農業、そして商工会がどういう状況になっておるかというものを若干説明させていただきまして、質問席から順次説明をさせていただきます。

まず、瑞穂市の面積は28.19平方キロメートル。これは、面積で言いますと大体2,800ヘクタール。これは大体、海津市、輪之内町の農業の面積と一緒になんです。そして、現に瑞穂市の農地は、平成15年は1,100ヘクタール、平成24年には999ヘクタールというふうで、10年間でほぼ101ヘクタール減少をしております。そして、今10アールあたりは1,000平米でございます。1,000平米、333坪が1反なんです。実は経営面積というのは、農地は1,000平米でございますが、982平米が経営面積なんです。あと8平米は何かといいますと、畦畔、あぜをつくった

り、土手があったり、それが8平米除かれまして、カウント面積は982平米が農地面積でございます。そして、この経営面積というのは平成15年が800ヘクタール、現に今、平成24年、昨年度は670ヘクタール。ほぼ約130ヘクタールの減少をしております。なぜかといいますと、先ほどの2平米、8平米引いて、そして現に耕作面積の中で300ヘクタールから302ヘクタール、これはなぜ宙に浮いておるかといいますと、農業共済を掛けておらない、そして耕作放棄田、いろんな農地がその中に含まれております。

またこの詳しいことは、後ほど質問席から質問をいたします。

そして、現に商工会。商工会というのは、建設業が243社、ずうっと全部言うとも時間がかかりますので、全部で1,853社、今あるわけですね。そして、瑞穂市の商工会に入っておるのが、個人の子会社が509社、そして法人が301社、合計会員数が880社あるんですね。要は、なぜこの質問をするかという、ちょうど私が3年か4年ぐらい前に議長をやっておりましたが、その会員数と一緒になんです。もう既に5年も6年もたっております。要は、なぜこれをふやさなんだかという、またそれは後ほど質問席から質問をいたしますので、よろしく願いいたします。今の瑞穂市の農業と商工会の現状でございますので、逐次また質問席から各担当に質問をいたしますので、質問に答弁をしていただきたいと思います。

先ほど、演台で説明いたしまして、商工会はどういう仕事をやるというのが、私がちょっと調べた関係でございます。

まず観光事業、そして企業誘致、そして先ほど言いました1,853社の企業の指導とか、そういうアドバイスを、そして農家の我々も実は商工会に入っております。農家ですけど商工会に入って、その商工会の皆さんと連携をとる。ということは、まずこの問題からちょっと説明をいたしますが、なぜ農家と商工会が連携をとらなくてはいかんというので、後ほどちょっとお話ししますが、今この6次産業、多分皆さんが知っておられると思いますが、6次産業というのは、国の施策で大きく動いております。それは何かといいますと、企業で機械を買って、我々は生産物を企業で生産をして、消費者に販売するという組織でございます。この関係というのは後ほど説明をいたします。

次に、農政でございますが、皆さんも御存じかと思いますが、今は農政も世界で大変厳しい状況になっております。特にTPP、そして減反政策、農地の規制改革。この農地の規制改革というのは、平成22年12月15日、大幅に規制が変わりました。そして市街地、瑞穂市も先ほど言いましたように市街地の中に農地があるんです。後ほど早瀬部長に質問しますが、せんだっの豪雨のときに、この近辺に水が乗ったでしょう。要は、市街化の中に農地をつくっておられますので、この地域は用悪水兼用なんです。用悪水兼用というのは、農地に水をやらなくてはいけませんので、排水をためて、その水を入れておるわけですね。この関係等についても後ほど説明をいたします。

そして、6次産業については先ほど言いました。

そして、今の農政というのは、国・県との連携がなくしては市の農業、商業については大変お困っておりますので、これも後で部分的に質問いたします。

そして、農地の納税方式。これは、先ほど言いましたように、平成22年12月15日から農地の納税猶予改正がされまして、この改正されました関係で、農地の相続が大変難しくなったというようなことで、また後ほど質問します。

そして、先ほど早瀬部長が、せんだって若井議員が、災害のときに、初めは3日間の食料を守らなくてはいかんと。が、早瀬部長は1週間と。要は、3日も4日も延びたんですね。今、瑞穂市は5万人おるんですよ。5万人の3日間の食料というのはすごく大変なんですよ。私もある組合におるんですが、ある組合で、要は3日間の食料の支援をしようというふうで提携を結んでおります。その提携についても、順次その提携をしてほしいという申し出がありまして、今年度、米もある程度、100俵ぐらい保管をしております。そして、きょう多分、一番初めに企画部長が答弁してくれると思いますが、私はこの商工農政というのは、今、都市整備部の中にあるんです。これは、先ほど言いました、これだけ大きな事業の中で、都市整備の商工農政課ではだめですので、ぜひ商工農政部の中に農政課、商工課、そういうものをできないか。ちょっと企画部長、答弁願えませんか。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 小川議員の商工農政課の組織の再編成についての御質問にお答えをいたします。

堀市長は、9月の定例会においても、市役所の行政組織を課題があるということを狙いにいろんな問題を解消することを目的にして、さらに機能を重視した組織体制を指示して、検討しているところです。

その課題の解消に向けて、先ほど若園議員からも御質問のありました機能的な組織改正にすように、いろんな部署からそれぞれ提案を受けて検討しているところです。

そのような中で、今回御質問の商工農政課についても、もちろん御意見がありました、担当のほうから。小川議員が御指摘されるように、昔、農政は日本の主力産業であったこともあります。このところの農政は、国・県からの施策が目まぐるしく変わり、複雑になってきていることがわかります。さらに、今後は減反制度の廃止があり、自由生産となり、販売競争力の強化が必要になったり、販売流通の変化の対応をしたりすることが必要になって、農政の大転換期にあるというふうに使われています。

さらに、商工業に関する業務では、奥が深く、期待されることが多いというような声も市民から聞きます。観光事業、ふれあいフェスタ、そして企業誘致など、企画的な要素も強くあり、市の財政面でも大きな収入に結びつく要素があります。

それで、商工農政課関係が他市の行政組織ではどこに所属しているかというようなことをもちろん調査して、検討をしました。大きな市にあっては、経済部を設けたり、あるいは総務部、珍しいところでは市民部というところもありました。

瑞穂市のように農政関係が都市整備部にあることは、先ほど小川議員が御指摘のとおり、農政の推進と都市の整備の観点からすると相反するかもしれませんが、そのような観点からも瑞穂市全体を眺めてみたときに、どの部署に適しているかということで、瑞穂市の農政の規模、現在の観光の状況、商工業の状況を判断すると、どの部署に位置づけるのが一番いいかという考えたところですが、議員御指摘のように単独の部として設けることはいかなものかと考えます。

では、企画部のほうにつけるかということも、穂積庁舎ということでそうもいきません。やはり現在の都市整備部にあることが妥当ではないかと考えるということになります。

ただ、小川議員さんの問われるように、商工農政が都市整備や建設部に所属しているということは、他でも少ないということは理解しております。

まだ最終的な結論には至っておりませんが、検討するところで、現在のところは、現状のまま都市整備部に所属することもやむを得ないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） まず、商工会から順次質問をいたします。

今、商工会担当の職員は、商工農政課の中に1人おるんですよ。1人で何ができるんですか。先ほどの1,853社、そして本日、県の調整監も来ておられるんですが、要は土木の関係、県から派遣しておるんでしょう。そして、商工会も無論、この商工会は今、建物を改築しておるんですよ。これも県の関係なんですよ。先ほど言いましたように、商工会も県と市と、そして行政が一致団結していないと、これは商工会が発展できんのですよ。そして、商工農政課というのは、農政というのは農地を守らないといかんのですよ。商工会は企業誘致、企業では農地を破って企業にするんですよ。その理屈は余りわあわあ言いませんが、普通からいったら相反するものを一緒につけておるんですよ。

私は、何も商工農政課の中に企業誘致、ひとつどうですか、来年度、プロジェクトチームでもつくって、これから財源が大変少なくなってくるので、企業を引っ張って、先ほど言いました130町歩も減少しておるんですよ。実は、この130町歩というのは、要は共済も掛けておらん、何も掛けておらん、耕作放棄田である、そういう農地が相当あるんですよ。そういう農地を企業誘致にうまく、どうですか。弘岡部長、どうですか。ちょっとばしっと質問に答弁してください。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 商工費といたしまして、商工会のほうへ1,100万の補助金等を支出しておるわけであり、今、小川議員が言われるとおり、今、商工農政課7人で、それから消費者相談員1人、それから補助職員1人で、9人で商工農政に関する企業誘致からみんな行っておるわけなんです、確かに言われるとおり、企業誘致に関しましては、中での補助メニューとか、そういうのはつくって拡大し、それから雇用の確立等を行っておるんですが、今の私どものほうの部といたしましても、やっぱり土木分野、建設分野と商工農政の分野とは相反する。反対に、農転等になると、開発とかそういうものに関しましては、まちづくりといたしましては都市整備とのまたリンクするところはあると考えておりますが、全体的に、先ほど企画部長が申し上げたとおり、都市整備部としての中に商工農政があるというのは思っております、その点のことは、都市整備部の中でも、前からも質問がございました先ほどの議員の説明、それから会派からの説明等もあったとおり、土木分野のほうも大月の例も挙げられておりましたんですが、用地に関しましての都市計画の中に含めてのとか、そういう意見のほうは企画のほうへ上げておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 答弁、よくわかりました。

今、商工会を、私、大体職員ともいろんな話をしておるんですよ。私も商工会の一員であるし、そして先ほど言いましたように6次産業はやっぱり企業でつくっていただいて、我々と協力し合ってやると。6次産業というのは、農産物を加工して、そこで消費者に販売するというのが6次産業の、これは国からいったら50%補助金があるんですよ。1億円の場合は5,000万来んですよ。だから、商工会と農政をうまく通じて、そういうものをいかにうまく瑞穂市に持ってきて、地産地消というものを今後ぜひやっていただきたい。

副市長どうですか。そういうやる気になったら、市の職員を商工会に派遣をして、ともにやったらどうなんですか。今の商工農政課に1人置いていたって、1人では何にもできんと思しますので、副市長どう思うんよ。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の小川議員からの御質問でございますけれども、いろいろデータ的にもお話をいただきまして、もっともだという面もございます。

ただ、今の行政組織の見直しをする中で、私も今回、組織改革をするということに当たりまして、自治体の組織はどうあるべきかというようなことをいろいろ調べております。そういった背景も踏まえて、ちょうどきのう、ガイアの夜明けという民放ですが、「揺れるニッポンの農業」ということで、知られざる巨大組織J A、その功罪とは、そしてうまい米アンド和牛を

つくれというタイトルで放映されておったんですね。その中でも出ていましたのは、今ＴＰＰの協議がなされておりますけれども、それを踏まえて、いかに農業が立ちかわるべきかという観点からの番組が構成されておりました。その中で、大手の小売業が耕作放棄地を、企業でも会社でも借りることができますので借りて、そこで作物をつくって市場提供していると。そうすると、ＪＡを介さずにやることによって、二、三割のコスト削減ができるということですね。

ですから、そういう形で民が、非常に市場が広がっているということで、そういった観点から言えば、商工会をもう少し機能させれば、この瑞穂市の農業も、先ほど言われましたように28.19平方キロの狭い中での、しかも農振区域ですから制限はありますが、ただ考えれば、この瑞穂市の立地条件というのは、周辺に購買力があるわけですよ。その購買力、市場があるわけですから、そういった観点を持って、商工会がもう少し発想を変えれば、非常に農業が活性化できるんじゃないかという思いをしたところでございます。

ちょうどＪＡの全国農業協同組合中央会の萬歳会長がインタビューに答えてみえたんですけども、ＪＡ自体ももう生まれ変わらなきゃだめだということで、アンテナショップを海外に出しているぐらいなんですけど、そのように変わろうとしているときでございますので、商工会、あるいはそういった民が頑張っていたら、これから本当に可能性があるんじゃないかなと思いましたが、そこには官が入る余地は余りないと思うんです。官が主導するんじゃなくて、主体的に民がやっていただくと、もう今はそういう時代です。ですから、民主党政権のときでも、新しい公共の概念というのが生まれてきておりますけれども、それは今の自民政権にも引き継がれておまして、とにかく公共の中へいわゆる民間企業も、とにかくその公の意識を持ってやっていただくというふうに考えれば、市のほうからわざわざ商工会に職員を派遣して、ああせえこうせえと指導するんじゃなくて、ともにいわゆるつくり上げていくということですね。そういった意味では、今配置してある職員の人数がどうか分かりませんが、それなりに優秀な職員を配置しておるということを考えますと、現体制というか、商工農政に関しては行けるんじゃないかなという思いを持っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

〔16番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 副市長はなかなかうまいことを言うんやな。だけど、それは現実かもわからんけど、実質現場へ行ってみるとそうではないんですよ。昔の言葉で土農工商と言うでしょう。行政が強くとみんなも動いてくれるんですよ。そういう弱腰やなしに、今後行政にとって強い商工会、並びに農家にもぜひひとつ指導をしていただきたい。商工会はこれで終わり。

次、農政の関係。

ＴＰＰは、大変これは難しい問題でございますね。これに対して質問はいたしません。そして、減反政策。先ほど言いましたように、あと3年か4年後に減反がなくなるということなんです。減反がなくなるということは、とって瑞穂市も耕作放棄田の管理というのは大変難しい法律があるんですよ。先ほど言いましたように、130町歩の中に、恐らく相当荒れ地があるんですが、あれを法律的に厳しくやると、大変違反な農地があるんですが、それは公にまだ見ておらんわけですが、今後そういう大変厳しい法律が施行されますので、要は減反政策というのは何をやるかといいますと、今の飼料米、牛、鶏、それからいろんな動物の餌を減反でつくりなさいと。今は減反は、飼料米というのは米でつくっておるんですが、今年度から新しい品種ができたんですよ、飼料米専用の品種が。国が施策を出しまして、10アール当たり、前は8万円でした、減作補填が。来年度から10万5,000円になるんですよ。ただし10万5,000円もらおうと思うと、ある程度の量を出さなくてはいかん。そういう施策がありますので、この12月18日、ＪＡでその説明会があります。先般もＪＡと交渉しまして、各市町村の農政の職員を全部出させよというふうで指示をして、瑞穂市も課長が多分出席をしたいと思います。課長と担当職員が二、三名、18日、この県下でその大会がございますので、そちらへ出席をして、いろいろ勉強をしていただきたいと思います。

そして、農政も国と県がこれからうまく連絡をしていかないと、瑞穂市の農政並びに商工、大変おくれますので、今後、県に農業普及員っておるんですよ。これは、3年ほど前に県のほうでいろいろ改革されまして、普及員が半分になったんですよ。わかりやすく言うと、今まで100人が50人になったと。そして、今までは担当の市町へその普及員が担当しておったんですよ。これは瑞穂市から県に要請をしていただければ、担当の職員をこちらへ派遣すると。例えば今、調整監はそうでしょう。調整監も瑞穂市から派遣しておるで来てくれるんですよ。要は、大変これから農業も厳しい時代でございますので、瑞穂市にも農政専門の職員を派遣してほしいというものをぜひ要請をしていただきたいと思います。これは答弁はしていただかなくても結構です。

それから、災害時の食料の確保というのは、私は早瀬部長には通告しておりませんが、若井議員の答弁もしておられますので大変詳しいと思いますので、例えば今瑞穂市におよそ670ヘクタールあるんですね。そして、瑞穂市の農業委員さんは全部で27名見えるんですよ。この農業委員さんは、地区的に見えるんですよ。もし、地区的にそういう大きな災害があった場合、地区的に食料を確保するというものを農業委員会と連絡し合って、今後つukれないかと。だから、総務課の早瀬部長が農業委員会に言ったってできんでしょう。農業委員会に、正式に大災害についてはそういう食料を確保してほしいというものをぜひ商工農政課のほうから農業委員会と、そして先ほど言いましたように商工会も連絡し合って、そういう大役をしていただきたいと思います。わかりやすく言うと、お握りは大体1個100グラムなんですよ。災害のときでも、1日

大体7個から9個要るんですよ、1人に。5万人掛ける7個から9個、すごい数でしょう。それをいかに米を確保するかというものを、早瀬部長、何かいい答弁をしてくださいよ。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） いま一度検討させていただきます。

食料の確保というのは、非常に大切なことでございますので、またそのあたりも含めて、農業委員会のほうの担当とも調整をしたいと思います。よろしくお願いします。

〔16番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 今の早瀬部長のお言葉を聞いて安心しましたので、いつ災害が起きるかわかりませんので、ぜひひとつ早急に手配をしていただきたいと。今年度、大半は豊作ということでございますので、穂積校区、巢南校区、そういう地域に先ほど言いました農業委員さんは見えますので、食料を集めるということは農業委員さん、農家の出身でございますので、大変詳しい方ばかりでございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

30分ぐらいで終える予定でしたが、ついついちょっと乗りまして、最後になりますが、先ほど企画部長は余りいい答弁をしなかったんですが、どうですか市長、来年度ひとつぜひ1月議会に堂々と、小川議員の言うままやるんやということをどうですか、市長。はいという返事をいただけんですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 小川議員のほうから、この機構改革、商工農政に関しまして御質問をいただいております。それぞれ企画部長、また奥田副市長のほうから答弁をさせていただいたところでございます。

農政におきましては、私も過去長いこと行政にかかわっております。農政はまさに生かさず殺さず、そういった中におきまして、本当でございます。そういう中で、はっきり申し上げて、もう担い手も本当にいなくなってくるという中におきまして、TPP、いわゆる環太平洋経済連携協定パートナーシップ、これは避けて通れないということで、国も思い切った方向転換をしなかったら、もう農業も本当の意味で先行きがないということで、どんどん民間が参入できるような方法、また大規模でやる農業、こちらのほうにして、やはり海外と競争できる、また逆に海外に輸出できるようなそういう農業、そして10年先には農業の所得倍増というようなことを打ち出しておるのは御案内のとおりでございます。

いろいろ私も本当に今回のあれは、やはり減反政策をなくす、これを5年後には廃止するという中でございまして、私の考えとしまして、この農政に関しましては、私どもの瑞穂市の農地は土地利用型といいますが、野菜をつるとかそういう関係の人はありません。どちらかといえますと、やはり稲作のそういう関係の数字ではないかと思っております。そうになってまい

りますと、今営農組合を初め、大規模にやっていただいておりますが、これがもっと農地の集約化、もう本当に1反、2反、3反のこういった小さい人は、本当にやはり農業機械を買ってやっておったら、とても採算が合うものではございません。ですから、こういった農地なんかも集約して、道路から道路までつくって効率的にできる。また、小麦、大豆等、ローテーション化しながら、そして効率化して増収も上げる。こういう方法で対応していかないだめだと。それには、やはり農業委員会がその役割を果たしてもらわんことには、3町、4町、5町とかそういう感じで、そういう役割を農業委員会がしっかりやってもらいたいと思うところでございます。

先ほど、この農業環境を都市整備のほうから離してくれというところでございます。私どもの農地、市街化の中にもまだ農地がたくさんございます。これをどんどん転用が出るわけでございます。転用も届け出が必要でございますして、届けるときに、こういう届けが出たよ、やはりその建設課、都市整備の中で連携をとるには、ここの中にあるのが一番いいわけで、もう連携をとって全てができるわけでございます。そういう意味から、また水の関係、治水の関係におきまして、やはりこの都市整備部の中にあるのが一番と私は思っております。

商工会におきましては、やはり商工会独自が補助金も出しております、県からも職員が派遣されております。中で独自で、本当にやはり活性化を図ることを考えていただかなくては、今ちょうど事務局長、私どもの職員の定年したところがございます。やはりこの行政との連携、どうしてもこういうことがということがあれば、連携をとって進めることもできます。ですから、当分の間、議員からの御期待に応える答弁ができませんけれども、こういった農業、やはり日本人の主食を初めとしまして、食料は大事なんでございますので、そういうことは十分に承知もいたしております。連携をとりながら、現況の中でしっかり取り組むように指示もしてまいりたいと思います。そういう中で、またいろいろお話をしながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 大体、返事をもらっていたという確認で、もう既に図面をつくっておるんですよ。例えば都市整備、弘岡部長は真ん中におるでしょう。あの真ん中の前にコンピューターの棚があるんですよ。あの棚を一番北へ持っていったら、部長が3人の課長全部見えるんですよ。それで、一般市民もこっちから見ても部長が見えるんやなあ。そして、今の農政部の隣に下水課があるでしょう。下水課を、今の鹿野部長の前に空席があるんですよ。あそこへ持って行って、要は部長を真ん中に置いておいて、3人の課長を管理すると。要は、下水はこっちにおるでしょう。鹿野部長、目が通らんでしょう。先ほどの弘岡部長は真ん中に

おって、3人おるでしょう。そして、今の鹿野部長が真ん中におって、ごみの関係、上水道の関係、下水の関係、それをぜひやっていただきたい。

要は、最後残ったところが農政部をつくって、商工課、農政課をつくって、その中に県の職員とかいろんな関係を入れ込んで、これは誰ですか、巢南庁舎管理部長は誰やったな。広瀬部長、ちょっと答弁してください。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 小川議員の質問にお答えいたします。

巢南庁舎の管理部長という立場で、今の質問の答弁とさせていただきますが、市全体の行政組織の関係でございまして、配置についてはそれぞれの皆さんの御意見を聞きながら考えていきたいと思っておりますけど、部組織そのものについては、企画部を通しての全体の中での構想になるかと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） この質問については、会派代表で庄田議員が昨日やってくれました。教育、福祉、その関係で質問しております。そして、きょう午前中に若園議員が総務関係とかいろんな関係でやってくれましたので、ぜひその点も考慮していただいて、先ほど1月議会にぜひ我々の意向を取り入れていただいて、臨時議会でひとつ提案をしていただいて、よろしく願いしたい。先ほど誰かが言われたと思うが、要は下をしっかりとしてから上をつくらないかん。上をつくってから下は、後で末期のがんで手おくれになりますので、要は下から盛り上げて上をつくるということで、きょうは質問いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、16番 小川勝範君の質問を終わります。

続きまして、3番 西岡一成君の発言を許します。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は3点質問をいたします。

1点目は（仮称）大月運動公園整備事業について、2点目は非常勤嘱託職員、補助職員等の労働条件等について、3点目が名古屋紡績跡地への誘致企業の現状についてであります。

以下、順次質問席にて質問を行いたいと思います。

まず1点目、（仮称）大月運動公園整備事業についてであります。

昨日、堀市長が改革のくまがい議員の質問に対し、初めて反問権を行使され、その中で、くまがい議員に対し、グラウンドの設計図を流出させたのはあなたではないかとの趣旨の発言をされております。まさに、くまがい議員の信頼はもとより、改革の信頼にもかかわる問題でありますので、まずもって冒頭、その点について事実を明らかにしておきたいと思っております。

事前通告と異なる部分がありますが、よろしく願いをいたします。

さて、昨日の議会終了後、私はその事実を確認すべく、本人に詳細な聞き取りを行ったところであります。その際、A氏からくまがい議員へのメール、くまがい議員のスケジュール表、さらには大建設計W氏より堀孝正市長に提出されております11月26日付の報告書を客観的な事実を裏づける疎明資料とさせていただいております。

時系列で並べてみます。

9月11日午前中、A氏が長谷川体育施設岐阜営業所長と会っていますが、その夜、陸上競技場計画設計図面入手とくまがい議員にメールを送ってきております。この事実は、大建設計のW氏が11月26日付で堀市長に提出をいたしました報告書の内容、つまり9月初旬、岐阜県陸上競技協会の方に相談をかけたところ、地元陸上関係者として瑞穂市で活躍されているA氏を紹介され、その際に参考図を1枚渡しましたとの内容と符合するものであります。

そして、10月16日、くまがい議員は堀市長に会いたいというA氏の強い要請を受け、堀市長が日程的に厳しい中、無理を言って会ってもらったとのこととあります。そのときは、くまがい議員はA氏のことを自分の考えに近い陸上競技関係者と思っており、まさかブローカーであるとは思いませんでしたということとあります。A氏がブローカーであることは、後にくまがい議員の知人から聞かされて知ったということとあります。

さて、16日の市長室では、A氏は図面を市長に見せ、市長もその図面を眺めながら、それと同じものがここにあると言って、目を引き出しのほうに向けられたといえます。

市長及びくまがい議員は、その場ではブローカーに図面が流れていることの問題については、特に論及はしていなかったということとあります。

A氏は、その翌日の17日、東京に飛び、12時から東京プリンスホテルでK設計士、開発会社社長と情報交換をしております。当然、図面を持って上京したものと推測されます。

10月27日には、くまがい議員がA氏と「珈琲人たち」で会い、A氏が持参した図面をコピーしようと試みるも、何をやるんや、大建が潰れるやろうとすごい力で腕をつかまれ、取り上げられたそうとあります。

それ以降、くまがい議員はA氏に対し、今後一切の連絡をしてこないよう厳しく要求し、もしつこくメールをしてきた場合はストーカーとして警察に訴えるということを伝えたとのこととあります。

ところが、11月13日、どういう思惑からか、A氏からくまがい議員に図面がファクスで送られてきたのであります。そして、19日の全協で執行部と議員に配付をしたというのが経緯であります。

先ほどから申し上げている図面というのは、御承知のとおりこれとあります。この図面とあります。

今申し上げました経緯から明らかなおりであります。堀市長は、くまがい議員がグラウンドの設計図を流出させたとの趣旨の発言をされましたが、その事実がないことは明白です。長谷川体育施設がA氏に流出させたのであります。その流出した図面を、市長も10月16日、市長室で目にしているのであります。

そこで、堀市長に確認をさせていただきたいと思えます。

それでもやはりくまがい議員が設計図を流出させたとお考えでしょうか。執行部や議員に図面を配付したことをもって、流出させたのはくまがい議員と言われたのでしょうか。市長に答弁を求めたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

昨日のくまがい議員の一般質問におきまして、私が反問権を行使してお尋ねいたしました趣旨は、くまがい議員のブログを拝見させていただいた内容や、さきの全員協議会におけるくまがい議員の一連の発言内容を踏まえてのこととあります。

と申しますのは、くまがい議員はブログでA氏と思われる人物とたびたび接触され、さまざまな知識をレクチャーされているような記述もありました。加えて、そうした背景を踏まえてかどうか、市職員や一部議員が癒着しているという筋書きでの連載した主張をされております。

こうしたことを踏まえまして、私はくまがい議員より図面を配付されたことから、少なからずも疑念を抱かざるを得ませんでした。

きのうのくまがい議員の答弁によれば、A氏より一方的に、去る11月13日にファクスで送付されてきたとのこととあります。一度はくまがい議員に手渡すのを恐れたA氏が、なぜにくまがい議員に一方的に送ってきたのか、理解に苦しむ部分もありますが、くまがい議員が要望したり、あるいは教唆したわけではないとの御発言でしたので、一応その発言を信じまして、私の疑念は晴らすことができました。

ただ、この際お話をさせていただきますが、去る10月16日、市長室で、それまで全く面識のなかったA氏とくまがい議員の仲介で接見をしたわけですが、その際提示された図面を私も持っていると言ったのは、私は手にとって見ておりません。相手から出されて、こうやってやられたので、手にとって見ておりません。ですから、提示された図面を私も持っていると言ったのは、今申し上げた手にとって見ておりませんので、いつも出してありますのをコピーをとったものと、そう思ったところでございます。全員協議会でもお話ししましたように、全く私の勘違いで、後から配付されて、今まで一度も目にしたことのない図面でしたが、これは全協でくまがい議員が配付された、これは全く一度も私が目にしたことのない図面でしたが、さきに皆さんにも配付されている図面の陸上競技場部分を拡大コピーしたものとそのときに私も思って、その陸上競技部分の拡大コピーしたものと錯覚をしての発言でございますので、この

際はっきりとお話をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 実際に手にとって見ていないので間違えたということはあることだと思います。

ただ、私に言わせれば、10月16日に市長、くまがい、A氏が会ったときに、その図面が、要するに見積もり業者のみならず、そこからブローカーに流れている図面であるということについての問題意識が市長にもくまがい議員にもちょっと欠けていたのではないかと。つまり、その時点ではA氏を陸上競技連盟のいわゆる公式審判員であるだとか、十種競技の大変な日本の記録保持者であるだとかということを全面に受けとめちゃうと、やはりそこだけ見ちゃう。だから、本当はもう少しレンズを引いて考えるべきであったというふうに私は思うんですね。

くまがい議員も、実際はその時点にはそんなこともわからずというよりも、むしろA氏からすれば、くまがい議員を市長室へ連れていく道具に使ったわけですね。翌日、東京に行っているわけですから、自分の段取りは多分できていたと思うんですね。そういう中で、事前に市長室に自分からコンコンというのはなかなかできにくい。それで、議員であればできるんじゃないかというふうなことも含めて、私に言わせれば、くまがい議員を利用したと。本人はそのことを全くそのときはわからずに、善意の人間として、いろんな陸上競技のことに詳しいから、この人というふうに、まだその時点では思っていたのかもしれない。

その後で、いやどうもおかしいぞと。知人の話も聞いたり、言うことを聞いていると、どうも何か自分の仕事をするような感じやということで、はっと気がついてきたのが実際の姿であると思うんです。

市長の話も、だからさっきは実際はそういうことであったかもしれない。くまがい議員も実際はそういうことで、だんだんわかってきたから今こういう問題を、今度は逆手にとって、問題点がどこにあるかということを考えられるようになったわけですから、それが現実ではないかと思います。

さて、流出に関連して何点かお尋ねいたします。

大建設計は、外部への参考図の流出について、市当局に多大な御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわびいたします。今後、このようなことのないようにメーカー等への情報管理を徹底し、再発防止に努めますとっております。しかし、現実的には、先ほど申し上げましたけれども、A氏を通じてさらに外部の業界関係者へと図面が流れている可能性が高いと考えなければなりません。あるいは、概算の設計図であったとしても、今度は本設計であったとしても、その構造というものがあ限り、大変気をつけなきゃいけないんですね。で

すから、まずどうするかということが大事なんですが、そういうことについてどう考えるかという、その認識についてお伺いをしたい。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、今の大建設計株式会社から提出された報告書の関係でございますけれども、去る11月27日の全員協議会で報告書を皆さんにもお配りしたところでございます。その際にでも、事実関係を把握しておくこと、いつ、どういう形でとか、市としての対応についてというようなことを議員各位からも、いわゆる命題としていただいております、現在そこら辺を精査しておるところでございます。

11月27日時点でそういった精査するいとまもない状況でお示しましたのは、前日11月26日、大建設計からこの報告書は出されました。それで、一読した範囲では、おおよその事の成り行きは把握できる内容であると考えまして、執行部で協議しまして、議会に出して、取り急ぎ情報提供するという趣旨から公開したものでございます。

今御指摘の内容も踏まえて、事実関係が実際どうであるのか。先ほど来、A氏がブローカーというふうにおっしゃられますけれども、私らは全然面識もない方ですので、その方がどういった活動をされてみえる方なのか、そこもあずかり知らないところでございまして、ただ報告書を読む限り、このA氏については地元の陸上関係者として瑞穂市で活躍されているということでございますので、そういった経緯を踏まえて、この方に図面が渡った、そこまでが本当かどうかも確認しておりませんので、要は大建設計も自分のところが直接渡したわけではないということは、この報告書を見る限りわかるわけでございますが、途中で別の会社が介して流れているということはどうするかという問題もありますが、それには必然性があるというようなきのうの市長の答弁にもございますように、目的があって、依頼という行為でなされたんだというふうに善意に解釈しましても、それ以後についてはどうであるのかということについては、今後の調査に委ねなければならないというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 何というか、ふにゃふにゃの答弁やね。今後の調査に委ねなきゃいけないと今ごろ言っていてはだめなんです。この前に、全員協議会で大建からの報告書について、その内容についていろいろ質問して、精査をしてやりなさいよということを繰り返し言っておいたでしょう。執行部の皆さん、みんな御存じのはずですよ。それで、今言ったように、自分のところが直接渡したわけではない。そういう認識がだめなのよ。そこのところがだめだ。そこがやっぱり業者に対する市の対応の問題としていかなものかというふうに思います。

私は執行部にも責任があると思っておるんです。それは、例えば大建設計との契約書の中で

も、守秘義務条項を入れて、それに違反をした場合は契約破棄と。その中身というのは、だからいろんな外部との情報の交流ですよ。そういう交流の中でもどんどん漏れていくということについて、もっと厳しくしておくべきではなかったかと、違いますか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今西岡議員が御指摘されたようなことを、実は先般の全員協議会の折に御指摘も受けたことも踏まえて、市でも考えております。いつ長谷川体育に指名されたのか、あるいはその際提示された図面はどういうものだったのか、大建よりどういう依頼のもとで提示されたのか、提示により積算の効果は得られたのか、提示された図面の取り扱いの守秘義務についてといったことについて、疑念を私らも持ちました。

したがって、とりあえずこの期間の中で調査をしてくださいということをお願いしてございまして、この今議会、最終日13日でございますが、そこに全員協議会をお開きいただきまして、そこである程度報告をする手順で今事務を進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ということは、この前の全協の中でも申し上げましたが、大建が見積もりに出したのは、長谷川体育施設1社だけなのか、複数の業者に出したのかという中身についても、それは調査中ということですか。それはわかりますか。今言えますか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 直接、私が窓口になって折衝しておるわけではございませんので、今時点で把握しているかどうか、それについては教育委員会のほうから答えさせていただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、今、大建のほうで調査を依頼しておりますので、調査中です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 副市長も直接じゃないんでという話をされたんですけど、そういうニュアンスの言葉も含めて、やはり早急に調査をもう既にやっておくべきことだと思う。それぐらいの中身のことが、これだけの期間の中でできないわけがない。やる気があったらすぐできるんだ。特に、後から言いますけれども、入札制度の改革ということも視野に入れて、私は考えておる。今まで松野さんの体制の中で、入札制度の改善、何十年間やってきたでしょう、一緒に。裁判までやって戦ってまいりました。そういう意味で、きちっとしたシステムをやっぱりつく

り上げなきゃいけないということなんです。

問題は、その流出した図面に基づく概算見積もりというものについては、市のほうには上がってきていないということでもいいんですか。確認しておきます。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これは、10月の全員協議会で示させていただいた概算金額と同じでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 目いっぱい言うと、8億何がしというそれですね。違いますか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） このときに出されたのは、10億とそれから5種類の金額のパターンが出ていたものです。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） その出されたときは、いわゆる陸上競技場だけの平面図がないじゃないかということを私が申し上げたときではなかったですかね。そうだとすると、今の話だと、いわゆるこれに基づいて見積もりが返ってきて、それを概算見積もりで出したということと一致するという話になるような気がするんですが、というのは、逆にこれは見たこともないということとは違うんじゃないですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 私どもは、西岡議員が持ってみえるその平面図は見ておりませんので、大建から直接持ってきた図面が9月19日に提出されたものと、それから10月29日に提出されたものとは同じものだというのはわかりますけれども、その西岡議員が今持ってみえる図面と一緒にどうかというのは、ちょっと確認できません。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） この報告書の中身を見れば、要するに大建が長谷川体育施設に見積もりを出してくれということで、これを渡したわけで、それに基づいて見積もりを提出するに当たり、いわゆるA氏とかいうところに接触したということはこの報告書に書いていますから、ひょっとしたら、これをそのまま上げたのではないかもわかりません。今言ったことになっているかもしれない。だから、そういうことも含めて、きちっと不明の点のなきように調査をして、上がってきたらチェックをしていただきたいというふうに思います。

次です。大建設計が作成した（仮称）大月運動公園の絵図と設計業務委託の入札について質

問をいたします。

その絵図とは、3月5日の文教委員会協議会で各委員に配付され、3月議会最終日の15日には全員協議会で全議員に配付をされております。そして、4月30日に12社が参加して入札が行われ、大建設計が落札し、落札率は予定価格1,244万2,500円に対し、半値以下の47.7%という安値落札でした。1,700万円台の応札が1社、1,800万円台の応札が2社ありましたが、どうしても差があるのでしょうか。確かに安値落札が横行しているようではございますけれども、12社に同じ仕様書を見せているわけでありますから、これだけの開きというものは、我々素人にはなかなかよくわからない。この不況下の中で、どの業者も仕事をとりたいたいという思いは一緒ではないかというふうな気もいたしますので、確認ですけれども、とっておられると思いますが、積算内訳書及び明細書等の提出、そのチェック状況についてはどうであったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 入札担当である管財情報課に確認しております。

この案件は、電子入札で行っております。指名された業者は、全て同じ仕様の確認ができる状態となっております。安価な落札価格ということですが、これは企業の努力であると考えますし、また積算書及び明細書の提出ですが、建設工事に関しましては必須です。委託に関しては求めておりません。

なお、建設工事の場合において、談合情報や低価格で入札された場合において、調査のため、積算内訳書及び明細書のチェックを行っているということです。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 入札に対して、いろんな疑問が出てくる場合があるわけでありましてけれども、私は以前から、再三にわたって提案をさせていただいております。何を提案しているかといいますと、1年間の入札の中から抽出して、入札状況をチェックする第三者機関として、入札監視委員会をぜひ具体化すべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 公共工事の発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というものが出ております。入札がより公平、公正に行われるということで求められておるわけでございますが、今言われる第三者機関というのは、県内の状況を見ますと、県と2つの市に設置されております。今言われるように、膨大な量でございますので、小さな町村ではなかなか必ずしも効率的ではないということで、一つの手段としては、監査委員さん等の今ある組織を使うというのも一つかなとは思ったりもしますが、そうしたものも含めて十分研究が必要か

と思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 包括外部監査でも、小さい自治体ではなかなか困難なところを堀市長はやったわけですから、この入札をチェックする第三者機関というの、小さな自治体に先駆けて、しっかりシステムとして構築をしていく。そのことによって、透明性、公平性、さらには公正性を担保していくということは、これは非常に大事な問題だと思います。だから、一般論として、これからやっていきますというような答弁で逃げてはいけません。もうそういう時期じゃない。そのことを強く受けとめていただきたいと思います。そうでないと、入札前に絵図を描かせた業者が大建、そして落札業者も同じ大建というのでは、私のような建築関係に疎い素人は、最初から大建で決まっていたのではないかと疑ってしまうわけなんです。そもそも入札前に設計絵図を描かせた同一業者を指名に入れること自体が、今申し上げた入札の公平性、公正性というものを損なうことになる、そういうことではないでしょうか。今後の改善のために、今の点について見解を求めておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもも、今議員がおっしゃるようなことが少しでもということで、できる限りきちんとした業者さんで、できる限り競争性を発揮できるようにということで、今回は指名ということでございますけれども、進めておりますので、よろしく願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） きちっと受けとめてやっていただきたいと思います。

さて、昨日、改革のくまがい議員が報告をさせていただきましたけれども、7日の土曜日に市民の方が、平和堂と穂積駅の2カ所で（仮称）大月運動公園整備事業についての意向調査をされました。私も参加をさせていただきましたけれども、結果はくまがい議員の報告のとおり、266人の回答中、事業を知らない人が圧倒的で233人の61%、知っている人は33人で12.4%。そして、必要なしが156人で61%、次に多いのがわからない82人の32%、必要が一番少なく18人、7%でした。私は、四十数人でしたが、必要は1人のみでした。子供さんがサッカーをやっている若いお母さんだけであったわけであります。

参加して思ったのは、特定秘密保護法案と同じで、中身を知ってくるのに比例して、必要なしというふうに考える人がふえるなということを実感したんです。知らなくても、話をすると、税金の無駄遣いという言葉が逆に返ってくるような状況でもあったわけであります。

ですから、非常に住民の意識は厳しいということを肝に銘じておく必要があると思います。

ですから、私たち改革が申し上げているように、一度立ちどまって幅広く住民の声を聞くために、住民投票を行うのが手続としてベストであるということを訴えているわけであります。

再度ここで確認をしておきますけれども、住民投票について、この間副市長が答弁されたんで、市長に改めてお聞きをして、この問題については質問を終わりたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま、この（仮称）大月運動公園の関係におきまして、やはり賛否両論ある中で、住民投票をすべきではないかという質問でございます。

実は、執行部と、そして議会も全く考え方が違うという対峙をしておる場合、またもっと市の中心的な庁舎を建てかえるとか、そういう大きな、まだやらなくてもいいとか、そういうときの住民投票ならわかるわけですが、このことにつきましては計画の段階から皆さんにオープンにして、これも思いつきでございませぬ。長年の懸案でございませぬし、アンケートをとられたと言いますが、私どもはこの総合運動をやるにつきまして、よくいろんな団体と相談をしてくれと言って、出てきましたのがこの陸上競技場、総合運動場を中心とした多角的な、そういった広場が欲しいと、こういうあれで、そういう中で出させていただいて、そして資料もたたき台をお示しして、計画の中から皆さんにお諮りをしておるところでございます。

これまで、私も平成16年から3年間、議会をやらせていただきました。いろんな事業がございました。そんなことは全くなかったわけでございますし、本当にこれだけの事業、議会の皆さんにお示しをして、そしてたたき台を示して御協議をいただいております。その中で財政のことも勘案しながら、最終的な決断をしてまいりたい、このように思っております。住民投票は考えておりませぬ。そのことだけははっきりと申し上げて、答弁にさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） きのうも多目的広場でまさにということを書いていましたけれども、私は第1次総合計画及び後期基本計画の中で、多目的広場と書かれている中身は、全天候型の陸上競技場をメインとした運動公園とは違うというふうに思っていますから、その住民の意向というものをきちんと隅々から吸い上げていく、その手続、作業というものを粘り強くやった上で、具体的な政策を住民合意の中で進めていくというのが最もいいんじゃないかというふうに思っているから申し上げておるわけであります。

そのことを申し上げて、次、時間がありませんので、2番の非常勤職員の労働条件の問題ですね、補助職員等の。

まず確認しておきたいと思います。正規職員、非正規職員はそれぞれ何人で、どういう比率になっておるか、まずそれを教えていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの非常勤嘱託員、補助職員の労働条件についてという御質問でお答えをさせていただきます。

市役所の正規の職員、非正規の職員の人数とその比率についてですが、正規職員は415名、非正規職員である補助職員は377名となっています。補助職員の占める割合としましては、47.7%となっております。

これは、パートタイム的な短時間の職員も人数に入っておりますので、比率が増しておりますが、事務系の補助職員は正職員が200名に対して24名となっております、比率としましては10.7%となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 何を言いたいかというと、パートを含めて、公務労働を非正規の労働者が支える率が高くなっている、だんだんだんだん。それに比例をして、そういう労働者の労働条件の実態はどうなっておるか。それでいいのか、どこをどう改善すべきなのかということを考えるためにお聞きをしたということであります。

非常勤嘱託職員というのは、地公法3条3項3号による特別職の非常勤嘱託職員であると思います。補助職員というのは、地公法第22条5項の一般職の常勤職員ということだろうと思います。

そうなりますと、地公法22条5項においては、人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は緊急の場合、または臨時の職に関する場合においては6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者はその任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないと規定をいたしております。

一方、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱では、雇用期間は、第6条で補助職員の雇用期間は1年以内とし、雇入れ日の属する年度の末日までとする。第7条で、雇用期間の更新が書かれておるんでありますが、補助職員の雇用期間が満了した場合において、特に必要と見たときは、その雇用期間を1回に限り最長1年間更新できると規定してあるんですね。

そうすると、この法と、いわゆる要綱なんですね。だから、要綱が法的根拠があるかどうかということも含めて、法との関係について、今ちょっと述べてください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えさせていただきます。

西岡議員のこの御質問は、西岡議員御存じとは思いますが、常勤と非常勤の違いについては、通常、国家公務員制度では人事院規則によって定めて、それを瑞穂市の職員の勤務時間、

休暇に関する規則等で定めています。御質問の補助職員は一般職員になりますが、一般職、特別職については、実は、地方公務員法上は特別職と一般職と非常勤、常勤という定義は、国家公務員のように明確に規定されているものは見受けられません。当市の例えば嘱託職員は、先ほどおっしゃられました地方公務員法第3条3項第3号に該当するもので、地方公務員法上は特別職になりますが、この特別職には地方公務員法の適用がないということになります。

しかし、国のほうでは、この地方公務員法第3条3項3号に該当するような非常勤職員のうち、使用従属関係にある者については、国のほうでは一般職の取り扱いをしております。

したがって、国家公務員法の適用になるということになり、非常勤の任用の特例とは勤務時間についても国のほうでは人事院規則で明確に定めております。

したがって、地方公共団体では、地方公務員法で明確にされていないため、このような要綱によって規定することになるということで、同じ公務員であっても違いが生じるということが、この問題の一端にございます。

御質問の補助職員については、地方公務員法22条第5項による臨時的な任用に基づく職員になるというふうに思いますが、いろいろ調べてきますと、この補助職員の場合、この5項に任用する根拠ではなく、単に採用の分類であるというような見解もございます。

またさらに、この補助職員についても、勤務内容においては日々職員の形態をとっていることから、この地方公務員法の日々雇用職員の規定には該当しないという見解もございまして、これらを総合的に判断して、今御指摘がありました6カ月で更新で1年以内という観点につきましても、臨時職員、非常勤職員のあり方を改める時期に来ているということで、改正もあるのかなというふうに考えておりますが、検討中ということで御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 実際、先ほど若園議員が保育士の話についてされたんだけど、保育士でも雇用の更新の実態は、いわゆる国の地公法22条の5項からいくと6カ月、更新してももう1回だけ6カ月。だから、どんどん変わってきちゃうとなっちゃうんです、これでいくと。で、うちのやつは1年になっている。そうすると、要綱というのは法的根拠のないもの、法規じゃないのね。規則は法規の一種で、既判力がありますけど、要綱はない。こっち法でしょう。そうすると、こう並んでいて、どっちが優先するんですかということになってくるときに問題が起こるんですよ。問題にしたら問題になっちゃう。だから、そのところをどう整理するかという問題が実はある。だから、そのことを頭に入れてもらわないと社会的問題になっちゃう。

あとは、この地公法22条5項の場合は、地方自治法の第204条の適用になるということで、また大変な問題になっちゃう。どういう問題になるかという、地方自治法204条第2項では、条例で例えば扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、

それから期末手当、退職手当、これについてどう書いておるかという、支給することができる、と書いてある。支給することができるんだ、これは。補助職員が一般職の常勤職であると、うちの場合は1号、2号、3号とありますから、また話がややこしくなる。38時間45分、それ以下、順番にまた第3号までつくっているでしょう。そうすると、できるという規定を、じゃあ1号、2号、3号に当てはめるんですか、全部、できるんだったら。できると書いてあるけれども、やらずに今来ているわけでしょう。

ところが、例えば地方自治法の203条の第3号で、普通地方公共団体は、条例でその議会の議員に対し、期末手当を支給することができるんだ。これもできる規定なんです。支給しなければならぬじゃない。支給することができる規定であって、支給しているわけ。議員に支給して、どうして正規の職員を支える、あるいは正規職員とほぼ同じの労働時間で働いている労働者に対して、何にもこの適用がなされないのか。改善の一步も踏み出せないのか。補助職員は、保育士でも10年たって、条例のままだから一円も上がらなんでしょう、昇給しないでしょう、全然。保育労働なんか、大変重労働ですよ。だから、そういう状態でいいのかということなんです。

さっきの別の例で、部長がいろいろ答弁するけど、とにかくそのときだけ答弁して、検討してやればいいのかという問題じゃない、現場の労働者の実態は。補助職員を雇ったって来ないじゃない、保育士。来ないでしょう。そのこのところの原因をしっかりと考えたら、ここの場で答弁して済むだけの問題じゃないということもしっかりと踏まえていただきたいというふうに思います。どうですか、もう1回。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問の主張されたい内容は理解しているつもりでございます。補助職員にかかわらず、非常勤の職員の報酬についても、自治法203条の2項の規定にあります。御指摘されておる内容につきましては、常勤的な非常勤職員についても204条について含めていくというようなことで、判決や判例に対して、市町村の状況を考慮しながら判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 本当に具体的に、小さな一歩でもいいですから、本当に働きがいのある職場、働き続けられる職場ということのために、小さな一歩を確実に踏み出していきたいということをお伝えして、一番最後の名古屋紡績跡地への誘致企業の現状について、細かいことはたくさん言えませんので、その実態がどうなっているかということについて、住民の皆さん、恐らく関心があるけれども、よく地元の人以外は知らないということでもあろうかと思っておりますから、残された6分、ちょっと報告してください。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 名古屋紡績跡地への出店企業についてお答えします。

企業誘致という書き方をされていますけれども、市としては、名古屋紡績跡地へ市が企業誘致をしたことは一切ありません。名古屋紡績が株式会社カーマを誘致したということになっております。

株式会社カーマからお聞きしている出店する店舗名は、全て仮称ですけれども、カーマホームセンター瑞穂店、次に上新電機瑞穂店、3番目にマックスバリュ瑞穂店、4番目に喜久屋瑞穂店、そのほかに理美容、あと飲食というふうに伺っております。

地元との対応につきましては、平成25年8月11日に市民センターにおいて地元説明会を開催した折に、開発区域周辺の別府北町、別府中町、別府南町、多利町、西畑の各自治会の主に代表者の方をメンバーとしましたカーマ進出に伴う地域協議会が設置され、協議を進めております。

先月までに5回開催され、地元自治会と株式会社カーマとの間で、営業時間や出店企業が変更する場合の地元協議、駐車場内でのアイドリング等の騒音発生や不法投棄等の防止、通学時間帯における車両の出入り配慮や周辺道路の路上駐車の防止などを協定書として締結することとしています。

今後は、大規模小売店舗立地法に基づく説明会を時期を見て開催する予定と聞いております。なお、開店時期につきましては平成26年夏ごろと伺っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） もっと報告してもらおうとよかったんですけど、具体的な店舗の名前は言われたんですけども、それはどの程度の規模のものなのか、去年いただいた6月の資料はあるんですけども、もう1回、ちょっと説明してください。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 規模については、あの図面のイコールという形と伺っています。それぞれの今お話しした店舗が設計を進めておりますので、多少の差はあるかと思いますが、開発に基づいたものですので、面積的な変更はないというふうに伺っております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 終わります。

議長（星川睦枝君） これで、3番 西岡一成君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後3時からといたします。

休憩 午後 2 時48分

再開 午後 3 時03分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 議席番号 6 番 棚橋敏明でございます。

ただいま星川議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

本日は、1 番目としまして、医療情報 IC カード「メディカカード」について、これを 1 番にいたします。そして、2 番目としまして耐震、劣化、発電、節電、これにつきまして 2 番目といたします。そして 3 番目として総合的交通網整備について、この 3 つを本日質問させていただきます。これ以後は質問席に移らせていただきまして質問させていただきます。どうかよろしくお願いたします。

昨日ときょうと、いろいろたくさんの議員の方々が御質問なされて、どうしても執行部のほうの出足が遅いというか、ゆっくりやり過ぎじゃないかというようなさまざまな意見もございましたが、まず最初にここまで進めていただいたことで、非常に私自身ありがたいなと思っいることが 2 つございますので、まずそちらに御礼を申し上げたいと思います。

昨年の 6 月の議会で、そのときに質問させていただきました国道 21 号線の 6 車線化につきまして、見事なくあいに執行部の方、そして白河調整監の御尽力によりまして、早々と工事に着手していただき、ですから質問してから 1 年と半ですかね、非常に進んでおります。本当にありがたいと思っておりますし、そして昨年の 12 月議会で質問させていただきました住民票の写しなどの交付にかかわる本人通知制度ですね。そのときは、今の高田部長が市民部のほうにおられまして、ちょっとこれに対してはまだ早いんじゃないかとか、ちょっといろいろやることが多いもんでということで、余りそのときはお言葉を頂戴しなかったんですが、高田部長から広瀬部長にいい意味での申し渡しをしていただけたのかなと思うんですが、早速、今回告知していただきまして、来年の 4 月 1 日からやっていただけるということで、ありがたいと思っております。これによって、本当に戸籍情報がだらだらだらと漏れるのではなく、またそれが大きな犯罪に結びつくのではなく、安心な市民生活が送れるように多くの方々になるものと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、本日は新しいことにちょっと着手したいと思っておりますので、まず医療情報 IC カードですね。これは最近、時々新聞紙上に出るようになったと思っておりますが、皆様方、多分御存じだと思いますが、この岐阜県の岐阜大学が開発した患者情報カードでございます。

今日、さまざまな持病を持つ市民が多い中、救急隊員が迅速な対応ができるようにと、氏名、生年月日、病歴、処方、アレルギー、投薬状況などが入力されたカードを作成するという、そ

ういったカードでございます。そして、それを救急隊がファルコンというカードリーダーによって読み取るシステムでございます。

先日、瑞穂消防署の救急隊員にこのことにつきまして取材させていただきましたら、病院がお休みのとき、土曜日の午後、それとか日曜日、輸血とか麻酔が伴う場合、言い方は悪いですが病院より搬送はちょっとお断りしますと、ほかの病院を当たってくださいということで断られるケースが多々あるそうです。どうしても輸血のこと、それから麻酔のこととなりますと、担当のドクターだけでなしに、それ以外のドクターも必要ということになるそうです。ですから非常に断られる。それと同じに、その患者さんからいろんな情報を聞き取るために、お迎えに上がった自宅とか、またその集落の中に車をとめておりますと、患者さん側からは、近所に嫌らしいから早く出発してくださいと言われるんですね。それで、貴重な患者さんの命にかかわる時間、そこで非常にたくさんかかってしまうということで、救急隊員の方によりましたら、とにかくカードから読み取った情報により搬送先が極めて決めやすく、また正確な情報をそのカードリーダーにより情報をとることができ、なおかつその情報を連絡をとった病院と共有できると。そして、迅速な処置ができるように到着する病院のほうにおいて準備をしておいていただけることも可能だというようなことで、その場にとどまってあちこちに電話して病院に対応することもなく行けるんじゃないかということで、救急隊員の方からはぜひとも進めてほしいし、私たちも非常にありがたいと。

それで、特にここ最近、いろんな意味でいろんな病院を回ったということ、それと同時に到着の場所を間違えたりとか、そういったことが非常にニュースに出るたびに、私たちも気持ちが物すごく重いですと。ただし、私たち瑞穂の消防署は、岐阜市と連携しておりますから、全く同じ救急車を使っておりますので、このカードリーダーも完璧にどの救急車にも備えつけてはおりますと。ですから、新たにこのカードさえつくっていただければこれが稼働できるような状態になるわけです。

このことにつきまして、市役所のほうから御協力いただけないかなと私は思いまして、きょうの質問とさせていただきます。このことにつきまして、総務部長もかなりお調べのことがあるとお思いますので、ぜひとも総務部長のほうから明確なる回答を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいま御質問の救急医療情報ICカード、メディカカードと申しますけれども、おおむね御説明がございましたので、ちょっと重なる部分がありますけれども、岐阜大学の医学部の教授の方が開発されまして、県内の救急医療情報地域協議会のほうで推進をされているものでございます。

このカードは診察券のようなものでございますけれども、患者の氏名、住所、生年月日、電

話番号、血液型、既往歴、投薬、アレルギー情報、特記事項、診療情報などのデータが書き込まれております。そして、この端末は県下の全ての救急車に搭載がされているということでございますけれども、今御案内にあったように、そのカードを発行している病院が、今現在では少し限られております。松波総合病院さん、そして東濃の恵那病院さん、木澤記念病院さんということで、ちょっと限られておりますが、今後岐阜大学病院さんとか日赤病院さん、村上記念病院、市民病院さん等 dengan こうしたカードが普及していけると、協力がいただけるんではないかなと考えております。

このカードがありますと、今言われたように救急搬送の際にはそのデータをもって読み取ることができますので、迅速な活動ができるという点では救急隊員にとっては非常に喜ばしいことでございますし、また患者さんにとっても非常に負担が軽減されるということで、非常に有効なカードというふうに考えておりますが、普及の状況が少し少ないということで、活用状況は岐阜市内で8件、瑞穂市では今のところはないということでございます。

ただ、こうしたカードもきつとすぐまた普及がしてこようかと思えます。今現在では、民生委員さんが昨年御協力いただいて、命のバトン、救急医療情報キットというものがございませけれども、それを高齢者の世帯とか障害者の世帯にお配りをしておられます。その活用状況はといいますと、瑞穂市内では8件、岐阜市内でも42件という事例がありまして、これも今のカードにかわるものということで、今現在進めておりますけれども、こうしたカードが普及することは非常に有効であると思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、民生委員さんが一生懸命やっておられる命のバトンにつきまして、少し福祉部のほうから答弁をさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 総務部長より今御紹介いただきました救急医療情報キットというものでございますが、議員も御承知かと思ひます。

民生委員からの発案によりまして、平成24年11月から配布事業要綱を整備いたしまして、民生委員さんの御協力のもと、65歳以上の高齢者世帯、独居世帯、障害者などに、今までで1,580セットを配布、設置していただいております。

キットの中身につきましては、先ほど総務部長も申しましたように医療情報、緊急連絡先など書き込んだ情報用紙、こういった紙でございますが、こういった中にメディカカードの中身と同じようなものについての記載、並びに本人確認ができるような写真とか、健康保険証の写し、診察券の写し、薬剤情報提供書などを入れていただいて、冷蔵庫内に保管をしていただくというものでございます。

先ほど総務部長からも消防救急隊の利用について御紹介をいただいたところですが、効果を上げているというふうに考えております。

私ども福祉部としては、まずは引き続きこの民生委員さんの皆様と連携いたしまして、この制度の普及、浸透に力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 確かに、このキットのほうもありがたいと思うんですが、ただキットの場合は多少なりとも個人情報が漏れるという可能性はあると思うんですね。ただし、この IC カードでしたら、メディカカードでしたら、読み取り機がない限りは個人情報は外に出ません。それと同時に独居の方、全く 1 人でお住まいの方、それと近所づき合いの少ない方、なかなか困られると思うんです。その方々のためには、個人情報が漏れなくて、なおかつ極端なことを言えば、救急隊員さんがぱっと気がつきさえすれば、カードリーダーに入れさえすれば、かなりの情報が確保できます。ですから、何とかこの普及を考えていただきたいし、やはり市が率先的にやっていただきたい。

それと、あと教育委員会において、学校、やはりここ最近のいろんな情報の中で、アレルギーの体質の方が間違った食物を食べて、もう危篤状態になってしまうような緊急なことも起きているわけです。その場合に、こういったメディカカードがありましたら、より一分一秒でも速く、それに対して関知し、またなおかつ対応もできると思うんです。

ですから、これは市全体としてこれを交付していただいて、ぜひとも皆様方にメディカカードを持っていただく。御自身の健康に多少なりとも不安なところがあったら、まずメディカカードを持っていただく。それと同時に、独居の方でも皆さんそうですが、旧集落にお住まいの方は救急車が来ただけでも、本当に近所の方がどうしたどうしたと寄ってしまう。それと同時に、救急車も呼びづらい、我慢してしまう。ただし、メディカカードがありましたら、救急隊員が即座に反応ができます。この時間って物すごく大きいと思います。西へ向かうか、東へ向かうか、どこの病院が受託してくれるんや、どこが受けてくれるんやということだけで 10 分、15 分かかってしまうんですよ。その間に命を落とされる方が何人もおられます。このメディカカードが普及すれば、何人もの瑞穂市民を救うことができると思います。どうか真剣に、喫緊の課題と考えていただいてもいいと思いますので、目標を持って、どこまでに病院にもしっかりとした対応をしていただく。また逆に市としても告知をし、このような御案内をするというふうで、メディカカードは非常に皆様方にとって大事なものだし、それと同時に皆様方の命を救いますということで交付していただきたいと思います。

これにつきましてどうですか、学校関係としては多少でも考えておられることがございましたら御返答ください。お願いします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） ただいまの議員の御質問ですけれども、特に食物アレルギーでアナフィラキシーショックが心配されるエピペンを常用する園児、児童・生徒がいる等の園、学校では、教職員の共通理解を図るといったことが重要になっております。

そういうことで、いざというときの対応に備えて、エピペンの取り扱いについて研修を実施しておりますし、これは教職員も保育所の保育士もでございます。保護者の同意を得て、岐阜市消防本部瑞穂消防署への情報提供を行いまして、学校・保育所以外での発症についても救急隊が対応できるようになっております。

そういうことで、これに関しましては、先ほど総務、福祉のほうも話しておりましたが、カード発行自体が県内3病院ということでありますので、これに関しましては、今後当該市町の動向とその効果を確認した上で、先ほど議員が言われたように、市として総合的に検討していく必要があると考えております。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 岐阜市のほうでは、やはりこれに対しまして、早目にとにかく検討をし、何とか導入できるようにしようということ今考えておられるそうです。なおかつ、岐阜市民病院の院長さんの話が1つ新聞にございましたので、ここで御披露申し上げますと、岐阜市民病院の富田栄一病院長は、答弁で、迅速な初期治療は患者のその後の生活の質を左右すると。要するに、大病に至らせずにその手前でその方々の命を救うことができる。また、不自由なところが生まれるのでなしに、その方々の生活を左右する、その後の病気の質を左右すると、そのように答弁なさっておられますので、この答弁のように、私たちもそのカードの導入によって、市民の方々の病気の質を左右すると思っただき、特に脳疾患や心疾患などの救急リスクの高い患者を対象に早期に導入したいというようなことを考えておられます。瑞穂市におかれましても、どうか、岐阜市と同じ消防体制、また救急体制でございますので、早期の導入をくれぐれもよろしく願います。

それでは、その次の質問に移らせていただきます。

耐震、そして劣化、発電、節電についてでございます。

市の建造物、それから市のいろんな橋とかそういったものも含みまして、市内のまた一般のビルなどにおいても、30年以上の建造物が多いと思います。今現在、耐震及び劣化、そういったことにつきまして、どのような状況なのか、そういったところについてお教えてください。特にまた市庁舎、それから市所有の建造物、そういったところにつきまして御返答ください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 市役所の穂積庁舎でございますが、この第1庁舎は昭和40年、北の

第2庁舎が平成元年ということでございますので、第1庁舎が48年、裏の庁舎が24年ということになっております。

巢南庁舎は62年の建物でございますので、26年です。

今現在、改修を進めております第3庁舎は昭和49年の建築で、その後一部増築をしております。よって、39年と24年ということになっております。

そして、56年以前に建てられたものにつきましては、旧の耐震基準でございますので、平成11年と12年に建物の補強工事をやっております。これは全ての建物について、おおむねやっております。

よって、学校とか教育委員会の施設を除きますと、40年以上の建物が5棟、そして、30年以上の建物が11棟という状況でございます。

なお、この穂積庁舎につきましては、既にパブリックコメント等を実施しておりまして、来年度大規模改修の設計、そして再来年度に改修ということでございますけれども、外壁とか窓サッシ等の改修ということで、長寿命化ということで検討しておりますのでよろしく願います。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） それでは、続きまして、今部長のほうからちょっと御回答いただけなかった学校とか教育施設の状況はいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 学校教育施設におきましても、非常に古くなっているということで、議員も御承知のとおり、小・中学校等維持管理計画を立てて、この長寿命化を図っていきたいと考えています。特に、これも一般質問の中にも出ましたが、小・中学校の大規模改修については、平成26年から30年にかけて集中的に行われる予定になっております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ということは、そこそこの地震が来ても大丈夫じゃなからうかなと、特に生徒たちの安全は守れるんじゃなからうかなというふうに伺っておいてよろしいんですね。そんなような気がいたします。

それで、恐らくかなり前から取りかかっておられますので、学校及び教育施設が一番安全なじゃなからうかなと。せんだって穂積小学校の体育館を見させていただきましたが、ちょっと素人的に考えると、何か上から物が落ちてきそうな気もするんですが、いろいろな研究の上につくられておられるから安全であろうと思いますし、あそこは避難所として使っても問題なからうとは思いますが、もしそういったところがまたどこかで思い当たることがありました

ら、早急な改善をお願いしたいと思います。

あと、続きまして、今全国で6万8,800カ所の劣化橋があると聞いております。果たしてこの瑞穂市においては、特に1級河川とか、河川が多うございます。1級河川でも16本ですが、それだけあるわけですから、当然橋も多いと思います。それで、橋というものは歴史があるものといいますが、当初よりあるわけでございますので、この中で危険な橋及び劣化しているんじゃないだろうか、また30年以上たっている劣化橋だというふうで表現されるような橋、それはどのようにあり、またまたどのように今現在その修復とか改善は進められているのか、そのことにつきまして御回答ください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

現在、平成24年度に橋の長寿命化計画に基づき、主要な橋、橋長15メートル以上の34橋につきましては、橋の老朽化の診断を行っております。現在、落橋などの危険な橋はありませんが、今年度は傷みぐあいの激しい市民センターの西の中川橋と穂積中学校東の中川橋の2橋につきまして、長寿命化の補修工事を施行し、来年度からも残りの橋を引き続き計画的に補修をしていく予定であります。

今現在の2橋に関しましては、工期、11月18日から来年の2月21日までにおきまして、市民センターの西の橋に関しましては、伸縮継手の装置取りかえは終了しております。そして、クランク補修工の充填材の処理中でございます。穂積中学校東に関しましては、塗装の塗りかえを考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ちょっと私、意外だったんですが、えらい本当に部長が自信を持ってお答えになられましたので、それだけ本当に橋の補修はもう既に終了しているということなのか、ただ私、ちょっとその橋自体を横から見たりしていると、例えば前野橋とか、それから野田橋なんかでも、ちょっと私、本当に大丈夫なのかなと思ったりするんですが、その2つをちょっと例として挙げさせていただくんですが、大丈夫なんですか、本当に、部長。ちょっと前野橋、それから野田橋ですね。そこら辺、ちょっとお答えください。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） まことに申しわけございませんが、前野橋に関しましては、橋が15メートルの橋長がございませんので、その調査のほうはしておりません。

野田橋に関しましては、これは生命線道路といたしまして、橋の堤防との取り付けのところの橋脚と床板の間の補修はしておりまして、野田橋に関しましては、あと31年ぐらいを順次で長寿命化のほうはしていきたいと考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） どうも済みません、明確な回答をいただきましてありがとうございます。

それでは次に、この市内にあります一般のビル、そういった建造物の調査とか指導、そして今現在の耐震とか劣化に対する状況、そういったことで市のほうで確認しているような事項がございましたら御報告ください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 現在、市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づいて、市内の建築物の耐震診断と耐震改修の促進を進めるための瑞穂市耐震改修促進計画を定めて、建築物の耐震性向上を図り、地震発生時における既存建築物の倒壊による災害を防止するための瑞穂市の木造住宅耐震診断事業実施要綱、瑞穂市建築物等耐震化促進事業補助交付要綱を設けて、耐震化促進事業を進めております。

この計画の中で該当する建築物は、旧建築基準法の規定を受けた昭和56年5月30日以前に着工された建築物であり、平成20年に行われた住宅土地統計調査によりますと、市内に5,190戸あり、このうち非木造の住宅は1,280戸となっております。

議員御質問の一般のビル等に関しましては、平成18年に県と市とで行った特定建築物の実態調査資料から、3階以上のアパート等は旧建築基準での該当する建物は51棟あり、うち34棟が耐震化されており、耐震化率は67%でありました。

取り組みといたしましては、先ほど申し上げました2つの補助制度により、耐震化を図るための目安となる耐震診断は、木造住宅については無料で診断が受けられます。木造以外の建築物についても、その診断費用の一部を補助しています。また、耐震補強工事についても、その一部を補助するものであります。

これらは、毎年5月、9月、1月に広報等で募集をしております。ただ、受けられるのが少ないのが今の現状でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） ということは、5月、9月、それから1月といろんなところで広報を使ったりとか、そういったほうで知らしめて、広報活動をしているんだけど、応募してこられる方が少ないのが現実だということですね。ちょっと寂しいことだなあとと思いますが、その知らしめるための広報の仕方ですね。それをもうちょっとわかりやすくとか、何かもうちょっと易しい状態で何かやってもらおうと、そういった耐震で倒れた建物とか、そういったものの写真とかイラストとかを出して、親しみやすいように、また応募しやすいように、何かそういった環境を整えていただいて、瑞穂市はこんなこともやっているんだよというふうで、市の広報

としてもまた利用されて、より多くの方々が診断を受けられるようにちょっとしていければいいかなと思うんですが、一遍そこら辺をまた、次が1月の広報に出されるわけですし、その後は5月ということになるわけですから、ひとつ5月のときにはたくさんの応募が出るように、何かちょっと推しはかっていたきたいと思います。

ということは、いざ震災が起こって、その建物が倒壊して、その下敷きに周りの方が、その家族の方とか、その中にお住まいの方以外方々も巻き込まれるという可能性があるわけですので、この瑞穂市というのは、特に生活道路も狭うございますし、いざとなったらなかなか救助も難しい。それと同時に、生活道路側に倒れた場合は非常なやっぱり被害をもたらすということにも当然なるわけですから、そのためにもやはりスムーズに皆様方が応募していただけるように、またこういった補助制度があるんだよということをもっともっと知らしめられるように、ちょっと広報活動を頑張ってみてくださいませ。

それでは、その次に移らせてもらいます。

福島原発以降、原子力発電についてさまざまな議論が交わされ、それと同時に原子力の危険性とかそういったことも問われるようになってきてまして、今建物の中において、とにかくいろんな意味でマイクログリッド、要するところ分散型電源ですね。もっと極端に言えば、自給自足的な電源をつくったらどうかということをしていろいろ言われるようになってきております。

例えば、私たちの瑞穂市でも、学校で新しい校舎をつくった場合は、これは売電ということではありますが、またそれと同時に生徒たちに電気のとうとさ、また太陽のとうとさをわかってもらうために、太陽光発電とかそういったことを屋根に設けてやっておるというのは今現実で3つ、4つ生まれてはきているんですが、全体的に風力、そしてバイオマス、太陽光、それから水力の発電、こういったことに対して補助、そしてこれからの計画、また市の所有建造物での対応とか、何かこういったことに対して、電気のありがたみを教えるため、また本当の自給自足に少しでも近づけるため、また避難所に対しての電源を確保するため、そういったことで行っている計画とか、そういった対応とかはございますでしょうか。もしありましたら、ここで御報告ください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市では、夏はクールビズ、冬はウォームビズということで、全庁的に省エネのほうに皆さん御協力いただいております。

またそれぞれの工事におきまして、できる限り省エネタイプの電気機器、照明機器を使うということで考えておりますし、太陽光につきましては、小・中学校等についてはできる限りこれを設備させていただくと。また、この穂積庁舎のほうにつきましても、屋上の面積が非常に限られていますので、まだ検討中ではございますが、できる限りそうしたエネルギーをうまく使うということが必要だと思っておりますので、お金のほうが十分合っているかどうかとい

うことも含めて、また皆さんと御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 続きまして、同じようなことですが、私もこの瑞穂市の持っている未利用地の委員会のほうに所属させていただいているんですが、さまざまな意味で使っていない未利用地があるように存じております。

この土地の中で、これは南側にあり、太陽光の発電システムを入れたらいいなあと思うような細長い土地とか、そういったものを散見する場合がありますが、こういったところにおきまして、例えば隣の本巢市を引き合いに出すわけじゃございませんが、隣の本巢市さんは、企業とタイアップしているんな意味での発電を行っておられます。行っておられますというよりも、ここ最近始められたのかもしれませんが、土木関係の業者の方とタイアップされてやり始めておられます。

それで、この瑞穂市においても、何かそういったことができそうなところがあるのか、ないのか。また、そういったことを検討はしておられるのかどうなのか。それがまた、未利用地の利用にも行くと思いますし、ただこれもリスクの問題も多少なりともあると思いますが、こういったことにつきまして何かお考えがございますか。また、計画があるんだよというようなことがございましたら、今後の参考にもなると思いますので、ここで御報告ください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、市が持つておる未利用地でございますが、この未利用地はできる限り早く売却なり、また今言われたような有効利用ということを考えなければならないわけでございます。

幾つか業者さんからお話はあったみたいで、この場所は、この場所はということですが、なかなか話がまとまらないというのが現実でございます。

それで、私どもが所有している雑種地でございますが、これについてはずうっと今検討をしておりますけれども、できたら、とりあえず売却をするという方向、そしてから、どうしても売却ができないものについては太陽光と。そして、農地に該当するものがあるわけですが、これをまとめて買う方向でいかないと、ちょっと太陽光をつけるというのは難しいということ聞いておりますので、売却の方向で検討を進めたいと思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） ただ、先ほども申しましたとおり、細長い土地で、逆に今度太陽を当て

れば実に効率がいいんじゃないかなと。ただし、売却するにはちょっと不向きだなという部分もあると思いますので、そこら辺、もう少しちょっと視点を変えられて、やはり売却ということも、待っていても待っていてもやはりなかなか細長い土地の場合向かないという場合も当然あるでしょうし、それと同時に取りつけ道路から離れている場合とか、取りつけ道路が狭い場合、やはりなかなか難しいと思いますし、ただ、太陽はどんな土地にでもほぼ平等に降り注ぐはずです。ですから、ここは取りつけ道路がもう全然狭いんやと、1メートルしかあらへんがねと言っても、太陽光の設備はつけることができる。だけど、車はつけることができない。でも、そういったものの売却に向けてと言っても、なかなか売れるものじゃございません。ただし、太陽はお見事に、やはり平等に降り注ぐものです。何かこの太陽を利用して、この太陽でも、太陽の熱を利用する場合と光を利用する場合と2通りの方法がございますので、何か次なることをお考えいただきたい。太陽の光だけじゃなしに、熱も絶対利用できるはずですから、そこら辺、もう一度また、早瀬部長の本当に能力のたけたところで、前向きに考えてみてください。お願いいたします。

それでは、その次ですね。3番目の質問といたしまして、総合的交通網の整備ということについて、ちょっと御質問させていただきます。

皆さん、ちょっと思い出していただくと非常にありがたいんですが、瑞穂市の商工会のほうから、青い色の冊子で、駅前再開発ということで提案が出されたと思います。今から2年ぐらい前ですか、もうちょっと前なのかな、私の記憶も定かではない部分がございますが、ただ皆さん、青色の表紙でということになれば思い出していただくとと思いますが、その冊子が出たときに、駅前の方々は結構喜ばれたんですね。これは駅前再開発をやってもらえるんだなあと思われたわけなんです。そして、その当時、ちょうど広瀬捨男議員さんの御質問だったですが、駅前の旧公民館といいますか、集会所、昔の役所ですね。あそここのところの利用のことについても御質疑があったんじゃないかなと思います。それに対して、また答弁もあったと思います。それにも引き続いて、皆様方がやはり駅前の再開発をやってもらえるんだと非常に喜んでおられたわけなんです。それで、次なる商売もここでやっていけるんじゃないかなと思われた商売屋さんというか、そういったところも多くあったと思います。

ところが、ここ最近、新駅のことを当然この質疑の中でも出たこともございますし、それと同時に新聞の報道でも出たことがございますし、そんなことで、駅前の方々は新駅の構想のほうにどうも今、役所のほうは向いているんじゃないかと、なかなか今現在のJRの穂積駅、この前の開発に対して、もうやられないんじゃないかなと、そう思っていたところへ、今度は昨年の国体で駅周辺を整備されました。それで、やはり国体でということになしに、これは駅の再開発でやってもらっているんだなあというふうで勘違いなさったのかもしれませんが、やはりこの駅は再開発してもらえるもんだと思って、皆さんまた光が輝いてきたように思われたみ

たいです。

ですから、私が一番言いたいのは、今駅周辺の方々は、そういったことについて、新駅の構想が出てきたところから非常に迷いを持っておられる。果たして本当に駅前って再開発してもらえるのだろうか、そういったところで非常に疑問を持っておられますので、その新駅の構想、そして、これから穂積駅の再開発をどのように進められるのか。そのことにつきまして御報告をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 穂積駅再開発はどのように進めるのかについてお答えします。

市街地再開発事業の一般的な事業の流れについて御説明します。

隣同士や町内会の集まりなどで、駅前など利便性の高い地区の特性を生かした土地の有効活用で地域の繁栄につなげたいなどが話題となり、皆さんで地域のまちづくりを考えることから始まります。市としては、まちづくりについての資料提供や勉強会、基本的な方針づくりなどをお手伝いすることになります。

次に、まちづくりの内容について、地域の方々の理解が深まりましたら、市は地域の状況に応じて、市街地総合再生計画、基本計画、推進計画などを作成し、再開発の促進を援助します。

再開発の対象地域がおおむね決まりましたら、地権者は準備組織をつくり、事業の計画の検討などを繰り返し、事業内容を固め、これを受けて市は都市計画決定します。

その後、事業計画の認可を受け、設計や権利調整、建物の工事といった具体的な事業を開始することになります。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ということは、今までどおり穂積駅の再開発、あの周辺の再開発は進めていきますよというような御答弁というふうで内容を解釈させていただいてよろしいわけだと思うんですが、よろしいですかね、そういうことで。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 次第と言っているわけではありませんけれども、進めるためには地域の方々の努力が必要ですよということです。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） わざとわかり切ったことを確認いたしまして済みません。

やはり住民主導といいますか、そのかいわいの方々にそれなりのことをやっぱり行動を起こしていただくということが一番の出発点じゃなからうかなということはいくつもありました。

それでは、その次ですね。今、新しい方法として、ヨーロッパなんかによくあるんですが、

ヨーロッパのまちというのは、オペラハウスを中心にして大体できるものなんですね。それで、オペラハウスの横に一方通行のロータリーができて、そこからどの方向にでも放射線状に広がっていき、そういったロータリーが大体構築されるのがヨーロッパの、特にドイツとか、それからオーストリア、そういった町々に見られるわけです。

信号機のない交差点ということで、そのことにつきまして、今、国土交通省も着目いたしまして、ラウンドアバウトという方式を今考えようとしております。また、全国的にもラウンドアバウトを試験的に導入しようという県も出てきたように思います。

まさにこのラウンドアバウト、穂積駅の北側、そして南側、特に南側は今現在ロータリーがございます。あれを再構築していけば、何かもっとスムーズに、信号機のない交差点の延長ということで、かなりいいまちづくりができるんじゃないかなと思うんですが、この国土交通省の考えているラウンドアバウト、これについて研究なさったことというのはあるでしょうか。お答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） ラウンドアバウト、聞きなれない言葉かも知れませんが、道路交通法第4条第3項の中で環状交差点として定義されている交差点で、先ほど議員がおっしゃられたように、一般的にはロータリーと呼ばれる右回りのみ自動車交通を認める形状のものです。

ラウンドアバウトの利点としては、信号機がなくても交通整理をできること、接触事故等が少なく、安全性がすぐれていることが上げられます。

現在の穂積駅南口の駅前広場は、停車スペースはあるものの、既に同様の形状になっておりますので、変更する必要はないと考えております。また、北口の駅前広場についても、変則ではありますが、一方通行もあり、同様の機能を有しておりますので、変更の必要性はないと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） とはいうものの、ラウンドアバウトがこれから広がっていきましたら、1つの形態だけでなしに、ちょっと変形的なオリジナル的なものもつくられていく可能性はあると思いますので、またそれが穂積駅の特に南側、面積もそこそこございますので、使えるものじゃないかなと思いますし、国土交通省から出てくる情報にもう一度また耳を傾けていただきまして、何かまたこういったことについて助成金が出る場合もあると思いますので、どうか研究なさっていただきたいと思います。

それから、その次にちょっと質問を変えさせていただきまして、駅周辺の方々が言われる新駅の構想というのは、多分横屋駅のことだと思いますが、横屋駅のことにつきまして、どのように進めていこうとしておられるのか。もしそういったことが行われているのであれば、お答

えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 棚橋議員がおっしゃられるような新駅構想とか計画が現にあるわけではございません。

ただ、市としましては、一つのケーススタディーというような関連で、研究的なことはしております。それは、今棚橋議員がおっしゃられましたように、横屋駅というのは、かつて巢南町時代にもあったわけですが、今のJRのこの沿線の状況を見てみますと、岐阜駅、それから西岐阜駅、穂積駅、大垣駅と駅が並んでいるわけですが、ちょうど距離的に穂積駅と大垣駅の区間が広いわけですね。ちなみにちょっと調べたデータを御紹介しますと、岐阜 西岐阜駅間が約3.2キロ、そして西岐阜から穂積駅間が約2.8キロ、穂積 大垣駅間が約7.7キロということになりますね。そういったことを考えながら、JR東海道線がほとんど通勤通学の足として使われている実態を考えますと、いわゆる穂積と大垣の間に駅があってもいいなあというような発想もできるわけですが、それで以前あった横屋駅というのを考えますと、ちょうど穂積駅から3.3キロになります。そうすると中間的な位置であるということになります。

それで、1つ目の質問の中で、穂積駅ということによって白河調整監がお答えをされたように、ある程度地域が、いわゆる白地というか、既存の住宅が建ってしまったところだと、なかなか地権者の同意も得られないわけですが、そういった建物がない区域があるとなれば、可能性としてはあるのかなという視点で、先ほど申しましたように、仮想のもとで調べてみますと、樽見鉄道が御承知のように横屋駅があるわけですが、そことの連結も可能であるということで、今名古屋駅、金山駅なんかも総合駅ということで他の路線といわゆる接続されているということで、駅機能がアップしているということも考えますと、そういったメリットということも考えられるわけになります。

一方で、樽見鉄道については、御承知のように第三セクターの鉄道でございますが、瑞穂市も構成団体として樽見鉄道そのものの存続をどう考えるかというような責任もあるわけがございまして、そういったレベルから考えてみますと、そういった樽見鉄道にも資することにはなるんじゃないかなというような発想もできるわけになります。

ただ、白河調整監のお話にもございましたように、この一つの計画を実現化するには地権者の同意とか、目的意識がないと進まない事業でございますので、あくまでケーススタディーとして、市としては将来の瑞穂市の中・長期的な計画の中に位置づけをするとかいう形ではなく、将来構想の中にもそういうのもありだよという観点で考えておるところでございまして、具体的な計画に位置づけておるわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございます。ケーススタディーということで、あくまでも将来のための勉強だということで賜りました。

というのは、まだこの瑞穂市、下水のこともありますし、さまざまなお金が要ります。ですから、まずは私自身、思いますのは、現在ある穂積駅の再開発、これに力を入れていただきまして、新駅のほうよりは、まずその地元を固める。それで、二重投資にならないように、まずはその部分、穂積駅の再開発をもう一度再考していただきまして、何とかその住民の方々に納得していただけるように持って行っていただけないかなあと思ったりはしております。

ですから、まず二重投資にならないように、ただ将来はまたそういったことも言っておれないときが来るかなあとは思いますが、まずは駅前再開発を再度見直ししていただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その次に、この近辺の歩道を見ておひますと、よくいろいろな会合がありまして、この役所から井桁屋さんまで行くだけでも歩道がでこぼこの状態ですね。率直に、もっとリアルに言わせていただきますと、コンビニさんがあります。コンビニさんの前の側溝、ここは側溝のふたと歩道と同一なんですね。ふたの上が歩道になっているわけなんです。それで、昔の側溝のふたですから、大きな手を差し込む穴があいています。そこへ、この側溝のふた同士が5センチ、7センチあいたら、もう見事にはまります。事実、この隣のコンビニのところにもそのくらいのすき間があいてございます。

いつまでもこのまま放っておくわけにいかないと思うんですが、この歩道のバリアフリー化ですね。何かほかの都市よりもうんとおくれるような気がします。特にここ最近、北方町は新しい道路をつくっておられるから、非常にいいなあとうらやましくなりますし、また特に岐阜市におきましては、公園の周辺、これは特にバリアフリー化が進んでいるように思ひます。というのは、公園がいろいろな方々の休息の場であり、また老若男女、すべからくの方が集まりやすいようにということでバリアフリー化が進められておひます。

果たしてこの瑞穂市は、公園、公園というふうでつくってはありますが、その歩道のバリアフリー化はいかなもんでしょうか。お答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

平成12年、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法の施行を踏まえて、新たに歩道の一般的構造に関する基準が定められました。この基準では、マウントアップ型歩道、今、棚橋議員が言われたように、車両乗り入れ部による勾配等が生じて波打ち歩道となり、車椅子使用者や高齢者等の通行が困難となるための使用を避けることが望ましいとされておひまして、それによりまして、岐阜市さ

ん等で見ますと、西岐阜駅周辺バリアフリー基本構想を策定され、岐阜駅を起点として、高齢者や身体障害者など全ての方が安全で快適に通行できる経路としての段差の解消や、視聴覚障害者誘導用ブロックの敷設、案内標示の設置などが行われております。

当市におきましても、平成15年度に交通バリアフリー整備基本構想に基づき、これは町の時代なんです、重点整備地区として、この穂積庁舎から穂積駅北周辺までの区画を設定し、その中の特定路線の歩道整備につきましては、平成21年度で施工済みでございます。

現在、歩道を設ける新設道路整備では、瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路等が満たすべき基準を定める条例にある歩道の条件を満たすように努めております。道路と歩道を同じ高さ、フラット型というもので行うようにしております。

また、現にある歩道41.7キロ、路線によって2方向にある歩道も含めましての距離でございますが、再度幅員とかマウントアップ等のチェックをし、時代のニーズに対応できるように努めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6番（柵橋敏明君） ごめんなさい、バリアフリーではなくてフラット化ですね。わかりました。ちょっと私、その言葉の使い方を間違えておりました、済みません。それで、フラット化をとにかく進めているということでございますね。わかりました。

それで、先ほども申しましたとおり、今たくさん公園をつくっていただこうとしておりますが、特に公園の周りというのは、幼児の歩幅、それから足の大きさ、それから車椅子の方々、やはり種々雑多でございますので、あくまでも穴ぼこがないように、またよく細心の注意を取り計らっていただきまして、いい歩道というか、そういったものをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、これは昨日の古川議員さんからの質問にもお答えしておりましたが、改めてそれ以外の話がございますら、ここで報告いただきたいんですが、市内の多くの橋が狭くて、歩行者の安全確保ができていないと。昨日も話が出ておりましたが、特に柳一色橋ですね。それから、野田橋。やはり学生さんが通られるところ、また通勤の方が通られるところ、またそれも自転車、それから歩行者、種々雑多の方々を通る橋ですね。こういったところの今後の改善計画ですね。野田橋、柳一色橋、これ以外にもございましたら報告してください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 現在、市内には597の橋があります。そのほとんどが道路幅員6メートル程度の生活道路にかかる橋でございます。橋の幅員も道路幅員に合わせて整備されておりますので、橋の箇所には歩道を設置しても、前後の道路には歩道がないため、効果が上から

ないと考えております。

また、先ほど申しました15メートル以上の主要な橋34カ所に関しましては、11橋が歩道が設置されております。それで、きのうの質問等でもございましたんですけど、野田橋に関しては行おうと思っており、柳一色に関しましても、ここの10年間の間の計画の中で申し上げさせていただいたものでございますので、これ以上の橋に関しての歩道の計画は、今のところございません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 本当にきょうは1時間、いろいろ質問に答えていただきまして、どうもありがとうございました。それで、冒頭にも申し上げましたとおり、やはり市民の安全のためとか、また市民の安心のため、本当に6車線化もやっていただき、それから戸籍情報の通知方法、いろいろやっていただきました。ありがたいと思っております。

どうか皆さん、今後も執行部の方々、市民のほうに目を向けていただきまして、少しでも市民の利便、それから安心・安全のために日夜励んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、6 番 棚橋敏明君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴者の皆様方におかれましては、早朝より長時間ありがとうございました。

散会 午後4時02分

